



Mizuho Financial Group CSR REPORT 2005

みずほフィナンシャルグループ CSRレポート2005

事業概要

グループ概要

みずほフィナンシャルグループは、2000年9月に第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行を子会社とする持株会社みずほホールディングスの設立により正式発足し、現在は株式会社みずほフィナンシャルグループを金融持株会社とする銀行、証券、信託、資産運用などの総合金融サービスを提供する企業グループです。

また、2005年10月1日にはグループ各社の主要な銀行・証券・信託・資産運用機能を、みずほコーポレート銀行を中核として大企業・金融法人などのお客さまにボーダーレスなサービスを提供する「グローバルコーポレートグループ」、みずほ銀行を中核として個人や中堅・中小企業などのお客さまにサービスを提供する「グローバルリテールグループ」、資産管理および資産運用を中心にサービスを提供する「グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ」の3つのグローバルグループに再編し、お客さまの多様なニーズに的確かつ迅速にお応えする体制へと移行しました。

会社名	株式会社 みずほフィナンシャルグループ
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-5
設立	2003年1月
社員数(連結)	45,966人 (執行役員、嘱託および臨時従業員を含まない就業人員)
総資産(連結)	146兆8879億円
自己資本比率(連結)	10.73%
発行済株式総数	13,409,425.49株
普通株式	12,003,995.49株
優先株式	1,405,430株

(2005年9月末現在)

グループ事業一覧

持株会社

みずほフィナンシャルグループ	みずほフィナンシャルグループの各社を経営管理する金融持株会社
----------------	--------------------------------

グローバルコーポレートグループ

みずほコーポレート銀行	大企業(一部上場企業等)、金融法人およびそのグループ会社、公団・事業団、海外の日系・非日系企業を主要なお客さまとし、コーポレートファイナンスを主体とする銀行
みずほ証券	国内外の機関投資家や事業法人・金融法人・公共法人等を主要なお客さまとするホールセール証券会社

グローバルリテールグループ

みずほ銀行	個人、中堅・中小企業を中心とした国内一般事業法人、地方公共団体を主要なお客さまとする銀行
みずほインベスターズ証券	グループのお客さま対応中心の証券会社
ユーシーカード	クレジットカード加盟店・プロセッシング会社
みずほキャピタル	グループの有カベンチャーキャピタル会社

新光証券

新光証券	ミドル・リテール業務を中心とした総合証券会社
------	------------------------

グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ

みずほ信託銀行	法人・個人取引両分野に強みを持つ信託銀行
みずほプライベートウェルスマネジメント	ウルトラハイネットワースのお客さま*の多様な金融/非金融サービスに関するニーズにお応えする総合コンサルティング会社
資産管理サービス信託銀行	高い専門性を持つ資産管理専門信託銀行
第一勧業アセットマネジメント	資産運用会社
富士投信投資顧問	資産運用会社
興銀第一ライフ・アセットマネジメント	資産運用会社

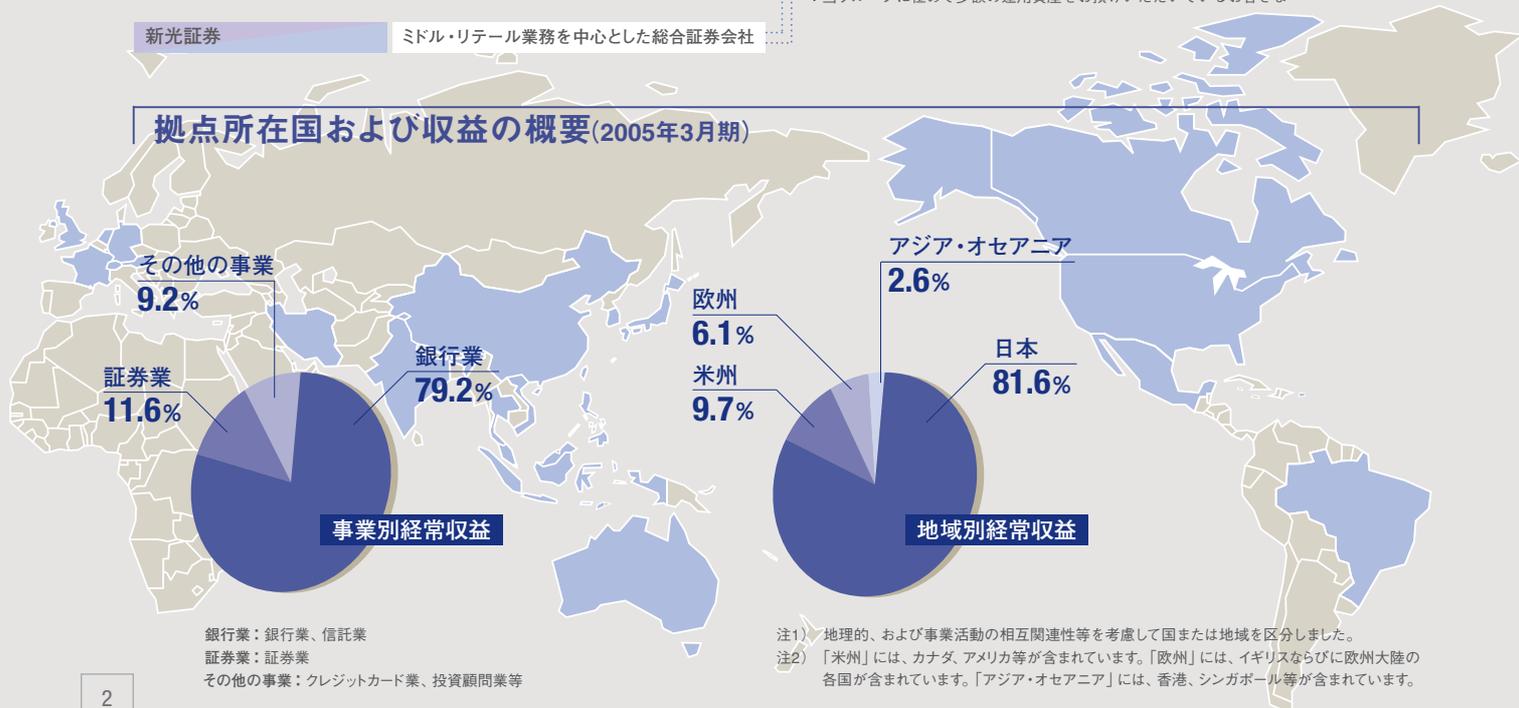
グループ戦略子会社

みずほフィナンシャルストラテジー	地域金融機関の再編・再生ニーズ等に対し、ノウハウを提供するアドバイザー会社
みずほ総合研究所	シンクタンク
みずほ情報総研	ITを軸とした総合情報会社

(2005年12月現在)

*当グループに極めて多額の運用資産をお預けいただいているお客さま

拠点所在国および収益の概要(2005年3月期)



編集方針

本報告書は、当グループが初めて発行する企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）についての報告書です。CSRへの取り組み実績等をステークホルダーの皆さまにご報告し、コミュニケーションを図りながら当グループの取り組み状況を見直していくことを、本報告書の目的としています。当グループでは、今後も毎年このCSRレポートを発行していく予定です。

本報告書は、以下の構成となっています。

特集：当グループのCSRを考える一助として、3つの特集を設けました。「金融とは何か」では、金融が社会のなかで果たす役割について説明しています。「新たなフェーズに飛翔するくみずほ」では、当グループの誕生から現在へと至る歩みを紹介したうえで、当グループが未来に向かって果たそうとしている役割を示しています。「未来をかたちづくる金融」では、当グループの本業における活動を紹介しています。

ガバナンス&マネジメント：当グループの、経営にあたっての理念や方針とCSRの全体像を示し、それを推進していくための体制について説明しています。

経済性報告：当グループの事業の概況を示すデータ類を中心に現在の事業の状況を報告しています。

社会性報告：ステークホルダーのうち、お客さま、株主さま、社員、地域社会の4者とのかかわりについて、当グループの取り組みを報告しています。

環境報告：グループ各社の環境関連業務の概要を紹介するとともに、当グループ自身の環境負荷削減の取り組みについて報告しています。

第三者意見書：当グループのCSRへの取り組み全体について、第三者の方から評価と提言をいただきました。

本報告書の作成にあたっては、GRI*の「Sustainability Reporting Guidelines 2002」および「Financial Services Sector Supplement」を参考にしました。

リスクマネジメントや資産内容改善の取り組みを含む財務情報については、別途「ディスクロージャー誌」を発行していますので、併せてご覧ください。

*GRI：Global Reporting Initiative。企業などが発行する「持続可能性報告」に関する世界的なガイドラインの作成を目的に1997年に設立された国際的な組織。

対象範囲：

本報告書では、対象範囲にかかわる用語について、次のように定義しています。

「みずほフィナンシャルグループ」

株式会社みずほフィナンシャルグループ単体を指します。

「当グループ」または「くみずほ」

株式会社みずほフィナンシャルグループおよび国内外の主要なグループ会社を指します。（みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、興銀第一ライフ・アセットマネジメント、みずほ総合研究所、みずほ情報総研、みずほアドバイザー、みずほフィナンシャルストラテジー、みずほプライベートウェルスマネジメント）

「社員」

執行役員、嘱託および臨時従業員を除く、国内外の当グループで働く従業員すべての総称です。

対象期間：2004年4月1日～2005年3月31日を主な報告対象とし、2005年4月以降の重要な情報を反映しています。

発行日：2006年2月

次回発行予定：2006年9月

■ 事業概要	2
■ 編集方針	3
■ トップコミットメント	4

特集

金融とは何か	8
新たなフェーズに飛翔するくみずほ	12
未来をかたちづくる金融	16

ガバナンス&マネジメント

くみずほのCSR	22
コーポレートガバナンス	24
執行体制	25
リスク管理	26
コンプライアンス	27
くみずほのステークホルダー	28

経済性報告

くみずほの経済的パフォーマンス	30
-----------------	----

社会性報告

お客さまとのかかわり	32
株主さまとのかかわり	34
社員とのかかわり	35
地域社会とのかかわり	38

環境報告

環境への取り組み	44
----------	----

■ GRIガイドライン対照表	46
----------------	----

■ 第三者意見書	50
----------	----

Top Commitment



株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長

前田 晃伸

今回、CSRレポートをはじめて発行することになりましたが、その意味、背景は何でしょうか？

当グループは、2002年4月に持株会社を軸とした体制のもと、顧客セグメント別・機能別分社経営をスタートさせて以降、システム障害、不良債権処理、公的資金の返済などの厳しい経営課題に対してスピード感を持って対処し、経営改革を断行してきました。その結果、これまでの信頼回復を目指した「危機対応」型の体制から、「未来志向・顧客志向」を目指して、お客さまのより良い未来の創造に貢献するための体制へと、経営の転換を図る時期を迎えたとの認識に至りました。

そこで、昨年4月に新たな事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』を発表し、そのなかでCSRへの取り組みの一層の強化を経営の目標に掲げました。その背景には、企業の活動領域の拡大や市場のグローバル化の進展にともない、企業に求められる役割期待が変化し、より社会や環境に配慮した取り組みを行うことが当然の責務であると考えられるようになったことが挙げられます。

このような社会的ニーズに応え、より長期的な視点を持ち、質の高いCSR活動を積極的に推進していくために、当グループがこれまで行ってきたさまざまな取り組みを整理し、それをCSRレポートという形にまとめて開示することで、ステークホルダーの皆さまと情報の共有を図り、今後のステークホルダーの皆さまとの対話に役立てたいと考えました。

みずほフィナンシャルグループにとって、CSRはどのような位置づけでしょうか？

当グループは、2000年9月の共同持株会社設立を機に「みずほの企業行動規範」を制定し、これをグループ会社各社で採択しています。当時、CSRという言葉では説明されていませんが、当グループが企業活動を行っていくうえで、法令遵守等の考え方はもとより、お客さま、株主さま、地域社会、社員、仕入先、政治・行政とどのような姿勢で接していくべきか、あるいは環境問題にどのように取り組んでいくべきか、という基本的な考えが述べられています。つまり、経済・社会・環境の3つの

側面を意識した企業活動を行っていくという考え方が、当グループの発足当初からきちんと存在していたということです。

『“Channel to Discovery” Plan』においても、CSRへの取り組みを「新たな企業価値の創造と発展に向けた企業行動の主軸」と位置づけて、その重要性を現状の経営環境において再確認するとともに、当グループが社会とともに持続的に発展するために不可欠な要素であると考えています。同時に、当面取り組むべき重点項目として、環境への取り組み、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一的な取り組みの推進、の5つを定めました。

■ みずほフィナンシャルグループのCSRの特徴は何でしょうか？

当グループは、銀行・証券会社・信託銀行を中心に、クレジットカード会社、ベンチャーキャピタル会社、投資顧問会社、シンクタンク、IT戦略会社等を擁しており、幅広い金融サービスを提供しています。これら企業群がそれぞれの分野においてその専門性を活かし、グループ統一的な方針のもと、本業に則したCSR活動を実践することにより、さまざまなニーズに合わせた柔軟な取り組みができると考えています。

新たなソリューションを提案するためのヒントは、さまざまな産業や業務分野の違う方々との対話から得られるものです。幸いにも、当グループは個人、中堅・中小企業から大企業、海外に至る幅広くかつ層の厚いお客さまとの取引があり、そのお客さまもまた、私たちと同様にさまざまな形で社会や環境に配慮した活動を行っています。これまで以上にさまざまな面でお客さまや株主さまをはじめ地域社会、取引企業、社員、行政などステークホルダーの皆さまとの対話を行い、当グループの経営資源をフルに活用し、社会・環境を含む分野横断的な問題の解決に向けたソリューションを提供す

ることで、当グループのCSR活動を促進していきたいと考えています。

当グループは、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指すことを『“Channel to Discovery” Plan』で掲げました。これをCSRの側面で捉えると、質の高い最先端の金融商品・サービスを提供するにとどまらず、経済・社会のインフラとしての公共的使命を十分に認識し、金融の円滑化を図るとともに内外の経済や社会の健全な発展に貢献することであるとと考えています。

当グループは、持株会社を中心とした推進体制のもとでCSR活動を積極的に開始しましたが、今後当社をはじめグループ各社がより具体的な取り組みを進めていきます。ステークホルダーの皆さまとの継続的な対話を繰り返しながら、より質の高いCSR活動を地道に推進していきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますよう、宜しくお願い致します。





当グループでは、将来を担う次世代の子供たちへの金融教育に取り組んでいきます。
金融の知識を身につけ、生きるうえでの課題に対応する力をつけることで、
未来を切り拓いてほしいと願っています。

金融機関である当グループの社会的責任を考える一助として特集を組みました。

- 金融とは何か 8
- 新たなフェーズに飛翔する〈みずほ〉 12
- 未来をかたちづくる金融 16

金融は、社会のなかでどのような役割を担っているのでしょうか。お金は私たちの「経済の血液」にも例えられるように、私たちの経済活動に欠かせないものです。金融機関はこのお金の流れを円滑にして、経済活動をサポートしています。経済・社会構造の変革とともにニーズも多様化し、金融機関に求められる役割期待も高度化・多様化しています。

この特集では、日本の銀行、証券会社、信託銀行がこれまで果たしてきた役割に触れ、同時にニーズの多様化にともない登場している新しい金融の手法についてもご紹介します。

従来からの金融機能

銀行の役割

1. 必要な資金を集め供給する資金仲介機能 —— 間接金融の主な担い手

銀行は、個人や企業等の余裕資金等を預金として預かり、安全に保管するとともに貯蓄手段を提供しています。

こうして集めた預金を元にして、住宅購入資金を必要としている個人や、工場の建設資金を必要としている企業等に貸出を行い、貸出金利を受け取ります。銀行はこの貸出金利を元にして、預金者に利息を支払っているのです。

しかし、貸出金は必ず返ってくるとは限りません。住宅ローンを借りた人が失業して返済できなくなったり、工場を建てた企業が思ったほど製品が売れず返済できなくなったりすることもあります。

このように返済が滞り貸出金が回収できなくなるリスクを、できる限り小さくすることが銀行の課題になっています。

そのため、貸出に際して銀行は、個人であれば収入に対して無理な返済計画になっていないか、企業であれば収益から確実に返済が見込めるか等の審査を行います。さらに、貸出の後も返済状況等を継続的にチェック(モニタリング)しています。最近では、小口の企業向け貸出について、審査のスピードを上げお客さまの資金ニーズに素早く応えるため、売上や収益、財務内容等を点数化して自動的に審査するスコアリング方式の導入にも努めています。

こうした審査やモニタリングを通じて貸出のリスクを把握し、貸出先を多くの個人や企業に分散することでリスクをコントロールし、預金者から預かっている大切な預金の安全な運用に努めているのです。

預金者一人ひとりが、資金を必要とする企業や個人に対する貸出のリスクを把握することは、入手できる情報やリスク分析の専門性、時間を含めたコスト等の面から難しいものです。また、預金者が運用したい金額や期間と、個人や企業の借り入れたい金額や期間が一致するとは限りません。

このように銀行が間に入ることで、預金者から借入人へと円滑に資金が流れるようになることから、銀行による貸出は間接金融とも呼ばれています。

2. 円滑な経済活動を支える決済機能

私たちは、お店でモノを買ったり、サービスの提供を受けたりするとき、代金を現金で支払うだけではありません。振込みで払うこともあれば、クレジットカードを使うこともあります。

企業間の取引では小切手や手形による支払いも活用されています。わざわざ多額の現金を持ち歩かなくても相手の口座に入金することができれば、相手は現金を受け取ったと同様に安心することができるのです。

こうしたモノやサービスに対する対価の支払いを決済といいます。銀行は、この決済機能を提供することにより円滑な経済活動を支えており、こうした取引が安全かつ確実に行われるよう、セキュリティ体制の整備にも努めています。

また、現金による取引が主流である日本においては、いつでもどこでも現金を下ろせることも重要です。こうした意味で、銀行店舗に加えてATMネットワークは国民的なインフラだといえます。

証券会社の役割

直接金融の担い手

企業が資金調達を行う場合、ひとつの方法として銀行を通じた間接金融による借入があります。そのほかに、株式や社債を発行し、投資家に直接引き受けてもらう方法があります。国や地方公共団体の場合は、国債や地方債を発行することになります。こうした資金調達方法を直接金融といえます。この場合、投資家は株式や債券を購入することで企業等に直接投資するので、価格下落リスク等を負うことになる反面、配当や利子を直接受けることができます。

このように、資金調達ニーズのある企業や国等と投資家を結びつけるのが証券市場です。証券市場で取引を

仲介する証券会社は、一方では株式や債券の発行をサポートし、もう一方では株式や債券を投資家に販売します。投資家は市場を通じて、購入した株式や債券を転売することもできます。また、証券会社は投資家のために情報提供や運用のアドバイスも行います。いずれの業務も高い専門性を必要とする業務です。

証券会社のなかには個人投資家との取引が強みのリテール証券や、企業と証券市場の仲介を専門とするホールセール証券、すべての業務を行う総合証券等、さまざまな形態があります。

信託銀行の役割

財産の管理・運用

信託銀行は、銀行機能に加えて、お客さまの保有する不動産・金融資産、売掛金やローン債権といった金銭債権等の財産の管理・運用を行う信託機能を果たしています。

例えば不動産の場合、オフィスビルや商業施設、居住用物件等、多岐にわたる不動産を管理・運用するためには、購入・開発・メンテナンス・賃貸契約・処分等、さまざまな専門的ノウハウが必要になります。信託銀行は、それぞれの分野の経験豊富な専門家を擁し、管理・運用にあたっています。最近では高齢化社会の本格到来を控え、家族や後継者に財産や事業をスムーズにトラブルなく引き継ぐための遺言信託や、企業年金資産の運用に対する

ニーズも高まってきています。

さらに、信託の財産管理・運用機能を企業の資金調達に利用することもできます。企業が持つ不動産や売掛金、ソフトウェアの著作権等、多様な財産の管理・運用・回収・処分を信託銀行に委託し、その受益権（信託財産からの利益を受ける権利）を投資家に販売して資金化するので。

このように企業等が持つ資産を信託機能等の活用によって資金化することを流動化といいます。投資家には、不動産の賃料や売掛金の回収、著作権使用料等を元にして収益が還元されます。

ニーズの多様化と金融の役割の変化

市場型間接金融への対応

流動化の活用等、最近の資金調達方法は多様化してきています。また、小さな投資単位でも分散投資効果を発揮できる投資信託の販売も好調です。

貸出に際して、幹事銀行がアレンジャーとして貸出条件の交渉や担保管理、契約の締結等をまとめて行い、貸出に参加する金融機関を募るシンジケート・ローンも増加しています。

こうした間接金融と直接金融を組み合わせた新しい金融手法を市場型間接金融と呼んでいます。市場型間接金融が進展すると、貸出の組成機能、その証券化機能、事務処理機能、金融商品の販売機能等、金融仲介機能の分化も進み、それぞれの分野で専門性の発揮が求められるようになります。

チャネル拡充とコンサルティング力強化

これまで、金融機関は主に店舗を通じて金融商品やサービスを提供してきましたが、最近では、インターネットや携帯電話でも金融商品やサービスを提供できるようになり、利便性が格段に増えています。また、銀行窓口での保険商品の販売や投資信託の販売、証券仲介等が認められ、1つの窓口（ワンストップチャネル）でさまざまな金融商品・サービスを提供できるようになりました。

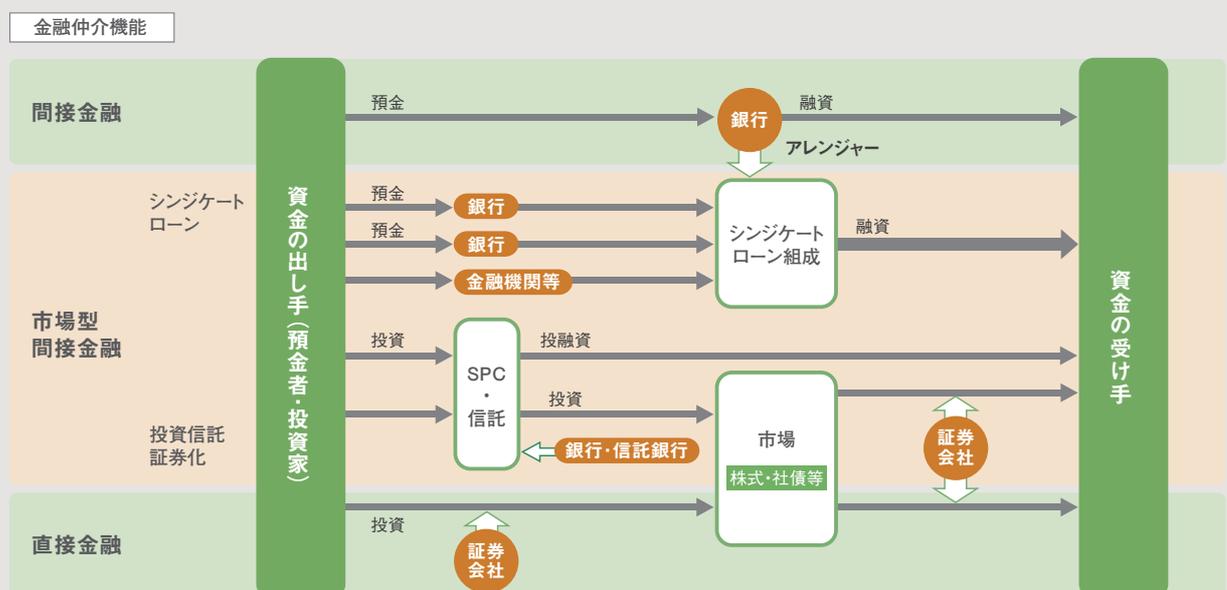
一方、お客さま一人ひとりの価値観やリスク選好、保有する資産内容・規模が異なることから、ニーズに応じた多様な商品の提供や、きめ細かいコンサルティングを望む声も高まっています。

ソリューションの提供

日本の経済構造が大きく変化する中で、企業が金融機関に求めるニーズは、資金調達や財務戦略のサポートにとどまらず、既存事業の再構築や新規事業への進出、M&A（企業合併・買収）や提携戦略のサポート等、さまざまなソリューション（問題解決策）の提供へと広がってきています。創業期の企業から世界で活躍する大企業まで、幅広い企業の多様なニーズに応える必要があるのです。

金融機能の結集

このように多様化するニーズに応えるため、大手金融グループを中心に、銀行、証券会社、信託銀行等の各金融機能が結集して、それぞれの持つ専門性を発揮しながら緊密に連携することが世界の潮流となっています。当グループもグループ総合力を発揮し、より良い金融商品・サービス、ソリューションの提供を行っていきます。



金融の公共性と 金融をめぐる日本の近年の動き

銀行の公共性と求められる健全性

銀行は、基本的な貯蓄手段である預金サービスを提供し資金仲介機能を果たすとともに、決済機能を提供しており、経済的・社会的に重要な役割を担っています。

もし、銀行の経営が行き詰まると、預金者のみならず借入をしている企業等、幅広い取引先にも大きな影響を与えます。また、銀行は他行への振込み等も取り扱っており、銀行間で大量の資金のやり取りを行っているため、1つの銀行が破綻すると連鎖的に他の銀行にも影響が及ぶ可能性があります。

銀行はこのように、高い公共性を持つ一方、万一経営破綻した場合の社会的影響が大きいことから、信用秩序の維

持と預金者保護を図るための仕組みが設けられています。

まず、日本では銀行の設立に免許制がとられるとともに、金融庁の監督のもと、一定割合以上の自己資本の確保を求める自己資本比率規制や、一企業に対する貸出金額を制限して貸出のリスク集中を防ぐ大口信用供与規制等が設けられ、健全な経営が行われているか検査によりチェックされる体制が整っています。

さらに、預金者を保護するために、銀行が破綻した場合でも、原則として元本1,000万円とその利息までの預金は預金保険によって保証されています。

バブル崩壊にともなう金融システム不安からの脱却

銀行の公共性と健全性が改めて問われたのが、日本におけるバブル崩壊後の1990年代後半に起きた金融システム不安でした。

1985年のプラザ合意以降の急激な円高局面における長期の金融緩和により、不動産や株式への投資が増加し、資産価格が上昇しました。資産価格の上昇は担保価値を上げ、これを背景にさらに借入により不動産や株式に投資する企業や個人も増加しました。それによってさらに資産価格が高騰し、「バブル」が発生しました。

加えて当時は、資金調達手段の自由化を背景に、大企業が銀行借入からコマーシャルペーパーや社債等の直接金融にシフトする「銀行離れ」が進んだ時期でもありました。そのため、銀行は預金の運用先を求めて不動産担保融資や不動産・株式購入資金への貸出を増やしました。

やがて、銀行の土地関連融資を抑制する「総量規制」や急激な金利引き上げ等により、不動産や株式の上昇期待に歯止めがかかると、1990年代初頭に資産価格が暴落しバブルは崩壊しました。この結果、企業には下落した資産に対し

て過剰な債務が残り、金利上昇による金利負担の増加が収益を悪化させ、借入金の返済に窮する企業も出てきました。さらに1990年代後半のデフレの長期化による企業の業績低迷も、過剰債務問題の解決をより一層困難なものにしました。

不良債権の増加と株価下落にともなう含み益の減少で銀行の財務内容は年々悪化しました。各行は合理化等に努めましたが、1990年代後半には経営破綻に陥る銀行が現れました。

こうしたなか、金融システムに対する不安が、企業への円滑な資金供給に支障をきたす懸念が生じたため、銀行に対する公的資金注入スキームや不良債権の処理促進策が策定されました。これまで銀行は96兆円にも及ぶ不良債権処理にともなう損失を負担し、その多くを本業の利益や株式含み益等で吸収し、不況時における経済のクッションの役割を果たしてきました。それでも不足する部分について公的資金12兆円が投入されました。

各行とも着実に不良債権処理を進めた結果、現在では、多くの銀行が財務上の課題への対応をほぼ完了し、金融サービスの一層の拡充に取り組めるようになりました。

金融再編の進展

経済のグローバル化の加速にともない、国境を越えた競争が激化しています。グローバルな金融市場で勝ち残るためには、多様化する金融ニーズに応える顧客対応力と安定した顧客基盤、市場や顧客から信頼される強固な財務基盤等が必要となることから、大手銀行は、金融持株会社^{*}形態を活用するなどして、経営統合を進めました。

経営統合により、銀行・証券会社・信託銀行等の業態を超えた多角的な金融サービスの提供や、革新的な金融商品の開発が可能となり、情報通信技術の発達に対応したシステム投資や合理化の余地も増しました。また、安定した顧客基盤、収益基盤、財務基盤の確立にも結びつきました。

^{*} 金融持株会社：金融業を行う会社の株式を保有し、経営管理することを主たる事業とする会社。

特集

新たなフェーズに飛翔する〈みずほ〉

今まさに新たなフェーズに飛び立とうとする当グループは、未来に向かってどのような役割を果たしていくことができるでしょうか。この特集では、当グループの誕生から現在に至る過程をふまえながら、これからの当グループが目指す姿をご紹介します。

〈みずほ〉の沿革

2000年9月

第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行の3行による共同持株会社みずほホールディングス設立

2000年10月

3行の証券子会社、信託子会社を合併し、みずほ証券・みずほ信託銀行を設立

2002年4月

会社分割および合併により、3行をみずほ銀行、みずほコーポレート銀行に統合・再編。みずほ証券とみずほ信託銀行をみずほホールディングスの直接子会社に

2002年11月

『変革・加速プログラム』スタート

2003年2～3月

『事業再構築』（新設した金融持株会社みずほフィナンシャルグループのもとにグループ経営体制を再編）、抜本的財務処理の実施および1.1兆円の資本調達

2003年7月

『みずほ企業再生プロジェクト』スタート

2004年9月

金融再生プログラムで示された不良債権半減目標を半年前倒しで達成

2004年12月

みずほ銀行のシステム統合完了

2005年4月

『"Channel to Discovery" Plan』を発表

2005年10月

『みずほ企業再生プロジェクト』完了

(2005年10月31日現在)

〈みずほ〉のスタート

〈みずほ〉は、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行の3行の統合によりスタートしました。

2000年9月には3行が共同持株会社であるみずほホールディングスを設立。2002年4月には3行が会社分割および合併し、みずほ銀行（個人・国内一般事業法人および地方公共団体を主要なお客さまとするリテール型銀行）と、みずほコーポレ

ート銀行（大企業・金融法人とそのグループ会社、公団・事業団、海外の企業を主要なお客さまとするホールセール型銀行）に統合・再編しました。

この2つの銀行にみずほ証券とみずほ信託銀行を加えた中核4社による、持株会社を軸とした顧客セグメント別・機能別分社経営の基盤がこのとき形づくられました。

決済システム障害と公共性の再認識

残念なことに、この統合・再編に際して、みずほ銀行におけるATMオンラインシステムの障害、およびみずほ銀行とみずほコーポレート銀行における口座振替の事務処理遅延・振込遅延等、決済システム等の障害を引き起こし、お客さまをはじめとする多くのみなさまに多大なご迷惑をおかけしました。

これらのシステム障害を通して、社会的インフラともいえる決済機能を担う当グループの事業の公共性と責任を改めて強く認識しました。二度とこのような事態を引き起こさないよう、プロジェクト管理機能およびリスク管理体制を強化し、当グループの役職員が一体となって再発防止に取り組み、今日に至っています。

『事業再構築』によるグループ経営体制の再編

- ・事業戦略の変革とスピードアップ。
- ・コスト構造改革のスピードアップ。
- ・コーポレートガバナンスの強化と能力主義の徹底。

2002年11月、この3点を骨子とする『変革・加速プログラム』をスタートしました。そして同年12月には、当グループの総合金融サービス力を飛躍的に向上させるためにグループ戦略の見直しを行う『事業再構築』を決定し、2003年3月、グループ経営体制を再編しました。

具体的には、みずほインベスターズ証券をみず

ほ銀行の子会社に、みずほ証券をみずほコーポレート銀行の子会社に再編し、顧客セグメント別に銀行と証券の連携を強化しました。さらに、みずほ信託銀行とみずほアセット信託銀行を合併し、信託業務の一元化等を実施しました。そして、これらにクレジットカード会社、資産運用会社、システム関連会社等の戦略子会社等を加えた主要なグループ会社に対して、新設の金融持株会社であるみずほフィナンシャルグループが直接的な経営管理を行う体制としました。

財務上の課題の一掃——『みずほ企業再生プロジェクト』

この体制のもと、不良債権等による財務上の課題を一掃するため、企業再生プロジェクトを立ち上げました。

2003年7月、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から切り離し、新たに設立した企業再生を専門とする4つの子会社*1へ分離。

さらに、国内外の最先端のノウハウを備えた再生アドバイザー会社*2を新設し、この4社を支援する体制としました。これによって、「企業再生の早期実現」と「信用創造機能の一段の強化」を同時に推進する『みずほ企業再生プロジェクト』がスタートし、財務上の課題の解決に取り組んできました。

*1 みずほプロジェクト、みずほコーポレート、みずほグローバル、みずほアセットの4社。2005年10月1日、当グループの不良債権処理に大きな役割を果たした「みずほ企業再生プロジェクト」はその任を終え、4つの子会社はそれぞれの親会社に合併しました。（みずほプロジェクト→みずほ銀行、みずほコーポレートおよびみずほグローバル→みずほコーポレート銀行、みずほアセット→みずほ信託銀行）

新しいフェーズへの転換——『“Channel to Discovery” Plan』

グループ経営体制の再編や抜本的な財務処理の実施に加え、1兆円を超える増資等の経営改革を断行した結果、財務上の諸課題を一掃し、コスト構造の改革も着実な成果をあげています。当グループの最大の課題であったみずほ銀行のシステ

ム統合も完了し、公的資金も2005年3月までに約半分の返済を終了しました*3。これら成果をふまえ、「危機対応」から「未来志向・顧客志向」へと転換期を迎えたとの認識から、新たな事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』を発表しました。

*2 再生アドバイザー会社として設立されたみずほアドバイザーは企業再生に関するアドバイザー業務のみずほホールディングスに営業譲渡し、2005年10月1日、みずほホールディングスは企業再生と経営管理・連携推進についての金融機関向けアドバイザー会社である株式会社みずほフィナンシャルストラテジーに移行しました。

*3 2005年10月未だに約8割の返済を終了しています。

『“Channel to Discovery” Plan』の概要

■ 公的資金の完済

2006年度中の完済を目指します

■ 新たなビジネスポートフォリオ戦略の展開

お客さまニーズに基づき、当グループをグローバルコーポレート、グローバルリテール、グローバルアセット&ウェルスマネジメントの3つのグローバルグループに再編します

■ 新たなコーポレートマネジメント戦略の展開

- ・ニューヨーク証券取引所への早期上場を目指します
- ・グローバル企業グループにふさわしいCSR活動を推進します
- ・「未来志向・顧客志向」型企業を代表するブランドの確立に取り組みます

■ 新たな中期経営計画の策定

2007年度に、当グループ全体の業務純益1兆1,800億円、連結当期純利益6,500億円を目指します

株式の誤発注について

2005年12月のみずほ証券による株式の誤発注により、関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。みずほ証券は、システムの改善や業務フローの見直しなどの対策を講じるとともに、経営管理態勢を一層強化することにより、再発防止に努めてまいります。

「未来志向・顧客志向」——より良い未来の創造に貢献する

当グループは、グローバルに活動する金融グループであり、世界の各地域にお客さまがいらっしゃる。そして、営業活動を行うそれぞれの地域社会を存立基盤として公共性の高い事業を展開する当グループにとって、この社会全体が広い意味でのお客さまといえます。

当グループは新事業戦略において「お客さま

のより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指しています。

国内外のさまざまなステークホルダーとの対話を重視し、国際社会が求めるニーズに高感度で応えながら、社会の持続可能性を考慮した責任ある事業活動を行い経済や社会の健全な発展に貢献したいと考えています。

これからのみずほブランド

〈みずほ〉はお客様の期待とニーズにお応えし、将来にわたって持続的に発展するため、ブランド戦略の強化を通じてお客様をはじめとする社会からの揺ぎない信頼の獲得に努めます。

私たち、みずほフィナンシャルグループは、

「**お客様のより良い未来の創造に
貢献するフィナンシャル・パートナー**」

をめざします。

Channel to

■ 〈みずほ〉のブランドスローガン

“Channel to Discovery” に込めた意味

お客様が、いまある夢を実現するだけでなく、
その先に広がる新しい可能性を見つけ出し、より良い未来を創造していく。
そのために〈みずほ〉が果たす役割を表しています。

■ 〈みずほ〉の約束

「未来志向・顧客志向」型企业にふさわしいブランドの確立をめざして、〈みずほ〉は次のことをお客さまにお約束し実行していきます。

みずほフィナンシャルグループは、
今を切り拓く熱意にあふれ
柔軟で開放的なマインドを備えた
未来を輝かせる光を持つプロフェッショナルとして、
フルラインのサービスを提供することで、
個人・法人から海外のお客さまが、それぞれの夢を実現し、
より良い未来を創造できるようお手伝いをしてまいります。

Discovery

■ 〈みずほ〉の強みと課題

「躍動的な」「オープンな」「先見性のある」という言葉は、〈みずほ〉の強みと課題をひと言で表したもので、これを全役職員が共有し実践することで、「お客さまが夢を実現し、より良い未来を創造できるよう」お手伝いをしていきたいと考えています。

| 躍動的な

「躍動的」とは、今を切り拓く情熱とチカラを持っているということです。私たちひとりひとりが、社会やお客さまからその時々求められることを読み取り、気概とパッションをもって、行動し続けます。

| オープンな

「オープン」とは、マインドが柔軟であり、開放的で風の通りが良いということです。私たちひとりひとりが、社会やお客さまの声に誠実に耳を傾け、公正さと優しさをもって、誰に対してもわかりやすく身近であり続けます。

| 先見性のある

「先見性のある」とは未来を輝かせる光を持っているということです。私たちひとりひとりが、社会やお客さまの変化を予見し、プロフェッショナルとしての自覚と技術をもって、より良い未来の創造に貢献していきます。

私たちは金融の力によって、社会・環境に配慮した事業の芽を伸ばし、持続可能な未来づくりを支援していくことができます。ここでは、融資の可否を判断するにあたり社会や環境への影響を考慮する基準や、金融サービスによって地球温暖化対策に貢献する事例をご紹介します。

社会や環境に配慮し、意義ある事業を金融の力で支える

社会や環境に配慮した基準「エクエーター原則」

政府や企業による、発電、鉱物資源採掘、石油化学プラント、通信等の大型の開発事業への融資には、プロジェクトファイナンスという手法が重要な役割を果たしています。

プロジェクトファイナンスは、事業を計画したスポンサーの信用力に依存するのではなく、事業から生み出されるキャッシュフローに注目して融資する手法です。例えば、発電事業の場合は売電した電力料金から、高速道路の場合には通行料から返済されることになります。

途上国で大規模開発事業が行われる場合、しばしば社会問題や環境問題を引き起こしてきました。そして、こうした問題が発生した場合には、融資をした金融機関は貸し手責任を問われる恐れがあります。逆にいえば、問題が起こりそうな事業には融資しないことで、問題発生を食い止められるかもしれません。あるいは融資の条件として、問題を回避するための対策を講じるよう求めることもできます。

このような背景から2003年6月、プロジェクトファイナンスによる融資案件において、事業が地域の社会や環境に与える影響に配慮して実施されることを金融機関が確認するための基準が定められました。欧米銀行10行により定められたこの民間銀行共通の自主基準は「エクエーター原則（赤道原則）」*と呼ばれます。この「エクエーター原則」は、事業を展開する地域や分野にかかわらず5,000万ドル以上のプロジェクトファイナンス案件について適用され、社会や環境に及ぼす影響、規模、立地等によって事業をA～Cの3カテゴリー（→P.17）に分類し、そのレベルに応じた対策を促します。



*「エクエーター原則」の公式ウェブサイト（英文）<http://www.equator-principles.com/>

日本初の「エクエーター原則」採択行に

2003年10月、当グループで大規模なプロジェクトファイ

ナンスを手がけるみずほコーポレート銀行は「エクエーター原則」を日本の銀行では初めて採択しました。これは「エクエーター原則」の理念が、世界に通用するコンプライアンス体制の構築を目指すことをうたう「みずほの企業行動規範」（→P.22）に合致したためです。この原則を遵守することで当グループ自身が社会・環境リスクを把握し、お客さまをはじめとするステークホルダーともに対応策を検討することができます。

「エクエーター原則」を実施する体制

みずほコーポレート銀行では、プロジェクトファイナンス部内にEPユニットを立ち上げ、「エクエーター原則」を実際の業務に適用するための「エクエーター原則実施マニュアル」を制定しました。このマニュアルは、主に「スクリーニングフォーム」と「産業セクター別環境チェックリスト」から成ります。

「スクリーニングフォーム」は、営業担当者が事業の社会・環境への影響度を把握し評価するためのツールです。評価の結果に基づき、A～Cの3カテゴリーに分類。AとBに分類された案件には、EPユニットが「産業セクター別環境チェックリスト」に準拠してレビューを実施します。

「産業セクター別環境チェックリスト」は、産業セクターごとの特性を反映した環境社会配慮事項を一覧にしたものです。事業主が作成した環境アセスメント報告書等の情報をもとに、事業が社会・環境に与える影響を詳細に把握し評価します。世界銀行と国際金融公社（IFC）のガイドラインをもとにしていますが、パイプラインやLNGプラント等のガイドラインにないセクターについても独自に調査し、チェックリストを作成しました。また、協調融資する機会が多い日本の国際協力銀行（JBIC）の環境ガイドラインからもさまざまな要素を取り入れました。

2004年10月から本格的な運用を開始し、2005年9月までに17の案件についてスクリーニングを実施しました。

カスピ海と地中海をつなぐ 石油パイプライン敷設プロジェクト

「エクエーター原則」に則ってプロジェクトファイナンスを行った代表的な事例が、BTCプロジェクトです。

BTCプロジェクトは、アゼルバイジャンのバクーから、グルジアのトビリシを経由し、地中海に面したトルコの港町ジェイハンまで、石油パイプラインを敷設する事業です。カスピ海と地中海をつなぐ初の石油パイプラインとなり、それぞれの都市の頭文字をとってBTCと名づけられています。

これまでアゼルバイジャンの石油は、パイプラインでロシアもしくはグルジア経由で黒海に送られ、石油タンカーでトルコのイスタンブールを通して地中海まで輸送されてきたことがほとんどでした。しかし、イスタンブールのボスポラス海峡は狭いうえ、大型タンカーの通行に対する規制が強まり、輸送に時間がかかるようになったこと等の理由で、地中海へ直接移送するルートが望まれていました。



グルジアの高原地帯を通るパイプライン

この石油パイプラインは、総距離約1,750km、輸送能力は1日あたり100万バレルとなる予定です。これによりカスピ海周辺の油田開発が促進



され、世界的なエネルギーの安定供給に寄与することが期待されます。また、BTCプロジェクトには日本企業も出資しており、日本の資源の安定確保と安定供給にもつながります。現地各国にとっては、通油による税収増、原油輸出の拡大等を通じた経済発展が見込まれます。環境面では、船舶の移動距離が短縮され狭い海峡を通らずに済むため、海洋汚染のリスクが減少します。

みずほコーポレート銀行は、幹事行の1行として民間の融資団をアレンジし、事業総費用約36億ドルのうち、15行で約9億ドルを引き受けることを2004年2月に決定しました。これは、国際金融公社(IFC)、欧州復興開発銀行(EBRD)、国際協力銀行(JBIC)との協調融資です。

世界標準となりつつある「エクエーター原則」

2005年9月末現在、世界の主要銀行34行が「エクエーター原則」を採択しています。これらの銀行によるプロジェクトファイナンスのアレンジ総額は、いまや全体の8割以上にのぼります。当グループでは、今後も「エクエーター原則」に則り、「エクエーター原則実施マニュアル」を改善しながら適切に運用して、融資する事業の社会・環境への影響に配慮していきます。

「エクエーター原則実施マニュアル」に基づくスクリーニング実施状況

カテゴリー	解説	実施件数	セクター
A	影響を及ぼす可能性が高く、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積もりが困難であるなど、重大な環境への影響の可能性を持つ場合、そのプロジェクトはカテゴリーAに分類されます。	1	石油・天然ガス開発
		1	鉱山開発
B	人々および環境的に重要な地域(湿地、森林、草地、その他自然の生息地)に、重大な影響を及ぼす可能性があるが、カテゴリーAプロジェクトの影響よりも影響の度合いが低い場合、そのプロジェクトはカテゴリーBに分類されます。	2	石油・天然ガス開発
		3	石油化学プラント
		3	LNGプラント
		4	発電プラント
C	環境への影響が最小限かあるいは全くないと考えられる場合、そのプロジェクトはカテゴリーCに分類されます。	1	パイプライン
		2	発電プラント
合計		17	—

(2004年10月～2005年9月まで)

環境に配慮した投資信託商品 「エコ・ファンド」

当グループと第一生命グループの情報力と運用ノウハウ、専門性の高い人材を集結した資産運用会社、興銀第一ライフ・アセットマネジメントは、1999年10月から環境に配慮した投資信託商品「エコ・ファンド」を運用しています。

SRI(社会的責任投資)*の概念を日本に紹介するという哲学のもと、環境に前向きな企業を間接的に支援しながら、相対的に高い株価パフォーマンスを追求する「エコ・ファンド」は、設定から6年を迎えました。ファンドに組み入れる銘柄を組み替えながら、日本のSRIファンドの草創期から企業の環境配慮を促す役割を果たしています。



*SRI(Socially Responsible Investment): 社会的責任投資。投資先の選別に倫理的基準を使う投資手法をいう。伝統的な財務分析による投資基準に加えて、投資先が環境保全をどのように行っているか、人種差別をしていないか、被雇用者の地位向上に協力的であるか、女性等の雇用に関して機会均等であるか等、社会的責任への配慮状況を投資基準としながら、かつ安定的な期間収益を目指す投資方法。

これからのエネルギー社会を創る、先端企業の成長を支える

ベンチャー企業に伝えるニュービジネスチーム

みずほ銀行には、IT、バイオテクノロジー、生命科学、環境、ナノテクノロジー、コンテンツ等、今後成長の見込まれる分野のベンチャー企業に対し融資を行うニュービジネスチームという専任部署があります。各先端分野の専門的な知見を身につけた10人ほどの担当者が事業調査を行い、支店の案件作成をサポートしています。

このニュービジネスチームの融資第一号となったのが、企業や地方自治体の省エネルギー支援サービス(ESCO*事業)を手がけるベンチャー企業、(株)ファーストエスコです。同社は1997年に日本初のESCO事業者として誕生して以来、日本でのESCOの普及を促進し、省エネルギ

ーに貢献してきました。現在では、工場やビル等の自家発電を代行し、電気と熱を供給してエネルギー使用量を削減するシステムの導入が主力事業となっています。2003年10月に、この自家発電代行に必要な設備の建設資金として1億円を融資しました。

なお、同社には上場前より当グループのみずほキャピタルが出資をしています。

* ESCO: Energy Service Company。顧客の工場やビル等の施設のエネルギー使用実態を調査・診断し、省エネルギー対策設備・システムの設計、施工、運用を一貫して行うサービス。省エネルギー対策に要した設備投資資金や金利は、削減したエネルギー費用のなかでまかなうことを保証しており、多くの場合は設備投資も代行して設備を所有する。

さらなる成長のために。自然エネルギーによる発電事業へ融資

(株)ファーストエスコは順調に事業を拡大しており、2006年からはバイオマス*による発電事業に新規参入することになりました。

現在、大気中の温室効果ガスの増加による気候変動問題への懸念が高まり、石油資源の先行きの不透明さ等から原油価格の高騰が続いています。こうしたなか、古くて新しいエネルギー資源であるバイオマスが注目されています。

同社は福島、山口、大分の3県に発電子会社3社を設立し、廃木材を主な燃料とするバイオマス発電所の建設を進めています。バイオマス発電を省エネルギー支援サービスにならぶ主力事業とする狙いです。このうち、福島県で操業する子会社の白河ウッドパワーに対し、みずほ銀行が幹事行となって4行の協調融資団を組み、設備総額約45億円の

うち27億円の調達をアレンジしました。

環境と経済を両立し、企業の成長がより持続可能な社会の構築につながっていく同社のような事業に対し、今後も積極的に融資を行っていきたいと考えています。



白河ウッドパワーの発電施設の完成予想図

* バイオマス: 木材や糞尿など動植物から生まれる資源のこと。自然界で循環するため適切に利用すれば枯渇することがなく、二酸化炭素を増やすこともない自然エネルギーである。また、石油や石炭のような地域による偏在が少なく、地域ごとにさまざまなバイオマスがあり、昔から小規模で利用されてきたことも特徴。

情報と知で、事業を支える

未来を選び取っていくためには、確かな情報と、豊かな知恵が欠かせません。特に地球温暖化・気候変動問題についての豊富な実績を持つ、ITを軸とした総合情報企業のみずほ情報総研によるお客さま支援の事例をご紹介します。

●「愛・地球博」の環境負荷低減に貢献

みずほ情報総研では、企業や公共団体の環境戦略の立案や環境マネジメント体制の構築等を支援しています。

「自然の叡智」をテーマに2005年3月25日～9月25日に開催された愛知万博(愛・地球博)は、博覧会場の造成や博覧会の運営による環境負荷の低減を目指してきました。同社では、(財)2005年日本国際博覧会協会より委託を受け、博覧会事業における環境マネジメントシステムの構築、環境配慮ガイドラインの作

成、来場者向け環境Web調査等に関する調査・検討を1998年度から継続的にを行い、博覧会の環境配慮活動の推進を支援しました。



愛知万博でのゴミの分別回収

グループのシナジーを発揮し、温室効果ガス排出権取引を支援

動き出した排出権取引

2005年2月16日に京都議定書が発効しました。日本をはじめ、署名をした各国は二酸化炭素などの温室効果ガスを削減する義務を負います。

この温室効果ガスの削減を促進するために導入された制度の1つが排出権取引です。温室効果ガス排出削減量を売買する仕組みで、地球全体での温室効果ガス削減を促すための制度です。すでに欧州では民間レベルでの排出権取引が活発に行われていますが、京都議定書に基づいて自国の温室効果ガスの排出量削減分としてカウントされるために必要な国連への登録を完了した削減プ

ロジェクトは現在まだ少数です。

当グループではこのたび、信託の仕組みを活用した新手法により、英イネオスグループの日本法人が韓国での代替フロン破壊事業で得た排出権のうち、15万t-CO₂*を東京リース(株)に提供する契約を結びました。国連に登録された削減プロジェクトから出る排出権を扱う取引としては世界初の試みの1つです。

*t-CO₂: 温室効果を二酸化炭素(CO₂)に換算し、その重量(t)で示した単位。15万t-CO₂は二酸化炭素15万t分の温室効果を示す。代替フロンの温室効果は高く、その種類によって1tあたり二酸化炭素140~11,700分の温室効果を持つ。

お客さまのリスクを減らすため、ノウハウを結集

これまで、海外のプロジェクトによる排出権を売買することは、一般の企業にはリスクが大きいと考えられてきました。国連から排出権が発行されるまでには、事業を登録し、実際に計画通りの削減効果があるか検証を受ける必要がありますが、この手続きが遅れたり事業がうまくいかなかったりした場合、代金を支払ったのに実際の排出権を得られない恐れがあるからです。

今回の新手法では、みずほ信託銀行が、信託の受託者として排出権取得の手続などを顧客に代わって行います。契約時に排出権を取

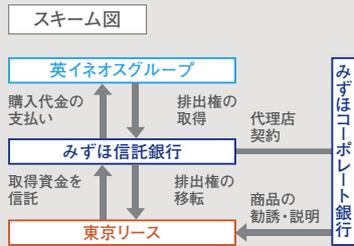
得したいお客さまより資金の信託を受け、排出権を取得するまでの期間は信託金を金融商品で運用し、取得の際に信託金を排出権と引き換える手法です。

この取引スキームは、みずほコーポレート銀行、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー等、当グループ企業のノウハウを結集して開発されました。

これからも、グループ企業がそれぞれの分野の専門性を活かすことで相乗効果を生み出し、より良い未来の創造に貢献する事業をサポートしていきます。



英イネオスグループ代替フロン破壊プラント



●クルマの未来を考えるために

みずほ情報総研は、企業や公共団体から依頼を受け、温室効果ガスの試算・分析や、その対策立案等の支援を行っています。2004年11月には、トヨタ自動車(株)の委託により共同実施した、輸送用燃料の製造から使用までの温室効果ガス排出量に関する調査研究報告書を発表しました。

ガソリン車、ディーゼル車、ハイブリッド車、燃料電池車等、自動車の動力源が多様化するなか、輸送用燃料として従来からのガソリンや軽油のほかに、天然ガ

ス、合成液化燃料、バイオマス燃料、水素等の普及が検討されています。今回の研究は、将来の輸送用燃料の方向性を検討するために、これらの動力源や燃料の環境負荷をライフサイクルで公正に評価するための基礎情報を提供するものです。日本の状況に即した研究は初となります。将来の輸送用燃料に関する調査研究や議論がより活発になるよう研究報告書は一般公開されており、英語でも公開しています。



「輸送用燃料のWell-to-Wheel評価—日本における輸送用燃料製造(Well-to-Tank)を中心とした温室効果ガス排出量に関する研究報告書—」

当グループは、経済発展と環境保全の両立を図っていく社会的責任があると考えています。
環境保全に貢献する金融商品やサービスを提供するとともに、
自らも省資源・省エネルギーに取り組んでいきます。



当グループのCSRにかかわる体制、
理念と方針、取り組み内容と実績
を報告します。

■ ガバナンス&マネジメント	22
■ 経済性報告	30
■ 社会性報告	32
■ 環境報告	44

〈みずほ〉のCSR

当グループは、銀行を中核としグローバルに活動する我が国を代表する総合金融グループとして、重い社会的責任と公共的使命を負っています。ここでは当グループのCSRについて、その全体像を紹介します。

〈みずほ〉にとってのCSR

当グループが社会に存在する意義は何か。社会の公器としてどのような役割を果たしていくのか。これを問い続け、その答えを出していくことがみずほにとってのCSRであると考えています。このCSRを支える基本的な考え方として、私たちは統合の基本理念を掲げ、企業行動規範を制定しています。

当グループは、公共性の高い事業を行っているため、健全かつ適切な経営を実践し、業務を確実に遂行することで、お客さまをはじめとする社会からの揺るぎない信頼を確立することが必要です。そして、預金者等の保

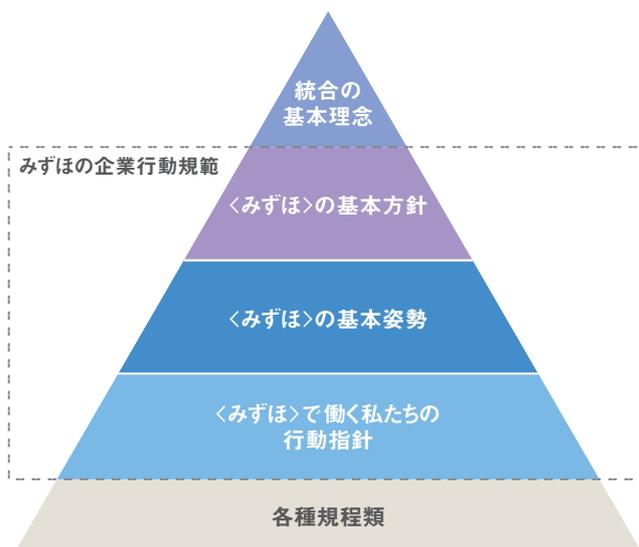
護を確保するとともに、金融の円滑化を図り、責任ある投融資を行うことによって、世界経済の健全かつ持続可能な発展に貢献する使命を与えられています。

また、こうした本来業務における本源的責任の遂行に加え、私たちには、社会的責任として「経済的」「法的」「倫理的」「社会貢献的」責任が期待されています。コンプライアンスの徹底、お客さま満足の追求、人権の尊重、環境負荷の低減、社会貢献活動等の基本的な責任を果たし、誠実かつ透明性のあるコミュニケーションを社会とともに図っていくことが重要であると認識しています。

みずほの企業行動規範

「みずほの企業行動規範」は、第一勧業銀行、富士銀行および日本興業銀行の3行の共同持株会社設立を機に、統合の基本理念を実践するために遵守する倫理上の規範として、2000年10月に制定されたものです。経営および業務上の各種の決定や行動をする際に、常に拠り所となる具体的な基準を示しています。

全体的な方針である〈みずほ〉の基本方針のもとに、ステークホルダーごとに定めた〈みずほ〉の基本姿勢があり、さらに役員および社員のとるべき行動についてより具体的に定めた〈みずほ〉で働く私たちの行動指針があります。



統合の基本理念

〈みずほ〉はその誕生に際し、以下の5つを基本理念として、21世紀に向けて飛翔する新しい総合金融グループを創造していくことを決意しました。

- ◎お客さま・お取引先に最高水準の総合金融サービスを提供する。
- ◎株主、市場から高く評価され、我が国を代表するトップバンクとして、広く社会から信頼される。
- ◎社員にとって働き甲斐があり魅力に富んだ職場にする。
- ◎事業分野、機能について、それぞれの特色・強みを最大限に発揮するとともに、徹底した合理化、効率化により統合の効果を最大限に追求する。
- ◎各行の既往文化に拘らない新しい風土・企業文化を持った金融グループを創造する。

〈みずほ〉の基本方針

1 社会的責任と公共的使命

- ・日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。
- ・社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

2 お客さま第一主義の実践

- ・お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。
- ・お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得るための基盤と考えます。

3 法令やルールの遵守

- ・あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

4 人権の尊重

- ・お客さま、役員および社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

5 反社会的勢力との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

(条文のみ抜粋)

〈みずほ〉の基本姿勢

- 1 お客さまに対する基本姿勢
- 2 株主に対する基本姿勢
- 3 地域社会に対する基本姿勢
- 4 社員に対する基本姿勢
- 5 仕入先、競争会社に対する基本姿勢
- 6 政治・行政に対する基本姿勢

(見出しのみ抜粋)

〈みずほ〉で働く私たちの行動指針

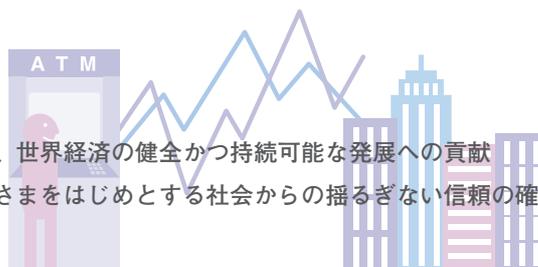
- 1 職場の秩序維持
- 2 会社資産の私用禁止
- 3 適正な情報管理
- 4 利益相反行為の禁止
- 5 節度ある私的活動

(見出しのみ抜粋)

〈みずほ〉の社会的責任とその重点取り組み分野

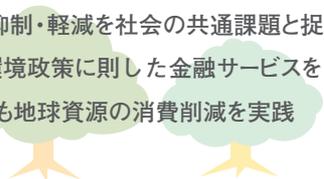
本業における本源的責任

- 信用を維持し預金者等の保護を確保
- 金融の円滑化を図り、責任ある投融資を行うことによる、世界経済の健全かつ持続可能な発展への貢献
- 健全かつ適切な経営によって、業務の確実な遂行とお客さまをはじめとする社会からの揺るぎない信頼の確立



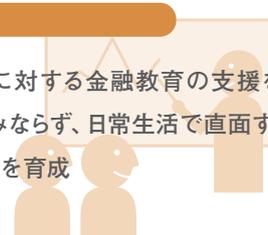
環境への取り組み

- 地球環境への負荷の抑制・軽減を社会の共通課題と捉え、温暖化防止等の環境政策に則した金融サービスを提供するとともに、自らも地球資源の消費削減を実践



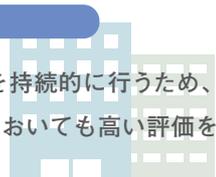
金融教育の支援

- 将来を担う次世代に対する金融教育の支援を通じ、金融知識の習得のみならず、日常生活で直面する諸課題に対応できる能力を育成



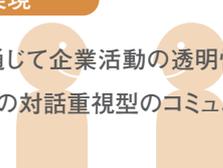
ガバナンスの高度化

- 誠実かつ公正な企業活動を持続的に行うため、グローバルな金融・資本市場においても高い評価を得られるガバナンス体制を確立



高感度コミュニケーションの実現

- 情報開示の一層の強化を通じて企業活動の透明性を確保し、ステークホルダーとの対話重視型のコミュニケーションを実現



コーポレートガバナンス

当グループは監督機能と業務執行を分離し、透明で効率性の高い企業経営を目指しています。ここでは、当グループの経営体制とコーポレートガバナンス体制について報告します。

グループ経営体制

当グループは、金融持株会社であるみずほフィナンシャルグループがグループ会社に対して経営管理を行う体制となっています。みずほフィナンシャルグループが

主要グループ会社*について直接経営管理を行い、その他のグループ会社については、主要グループ会社を通じた間接経営管理としています。

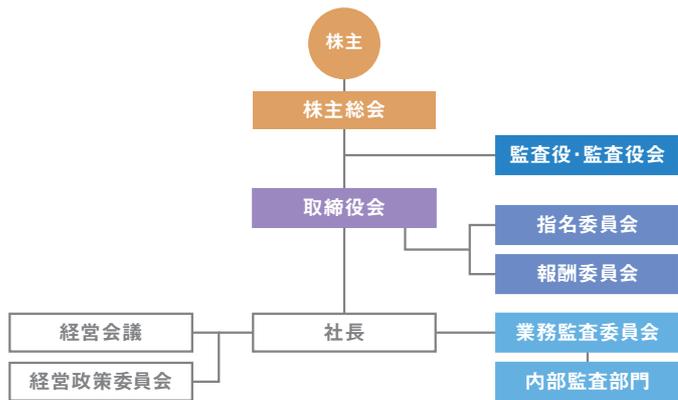
*主要グループ会社：中核会社は、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行。戦略会社は、みずほインベスタース証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、興銀第一ライフ・アセットマネジメント、みずほ総合研究所、みずほ情報総研、みずほプライベートウェルスマネジメント、みずほフィナンシャルストラテジー。

コーポレートガバナンス体制

当グループは、透明で効率性の高いグループ経営を目指しています。そのため、以下のようなコーポレートガ

バナンス体制を整えています。

コーポレートガバナンス体制図



(2005年12月現在)

監査役

みずほフィナンシャルグループは監査役制度を採用しており、監査役が取締役会への出席や意見具申等を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しています。現在、監査役5名のうち、3名が社外監査役です。

取締役会

取締役会は、グループの経営方針やその他重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しています。なお、取締役会の経営監督機能を一層強化するため、業務執行から独立した立場の社外取締役を迎えており、現在、取締役9名のうち、3名が社外取締役です。

内部監査部門

業務部門から独立した業務監査委員会（委員長：社長）を設置し、内部監査に関する重要事項の審議・決定を行っています。業務監査委員会には、専門性の補強と客観性の確保の観点から、外部の専門家（現状、弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しています。

内部監査部門は、業務監査委員会の配下で内部管理の適切性・有効性を客観的に検証・評価し、問題点の改善方法の提言までを実施しています。

指名委員会、報酬委員会

取締役人事および報酬に対する透明性・客観性を確保する観点から、社外取締役を含めた取締役を構成員とする指名委員会、報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

執行体制

業務の執行にあたっては、効率性と有効性を高め、リスク管理やコンプライアンスを徹底することが重要だと考えています。ここでは、当グループの業務執行の体制について報告します。

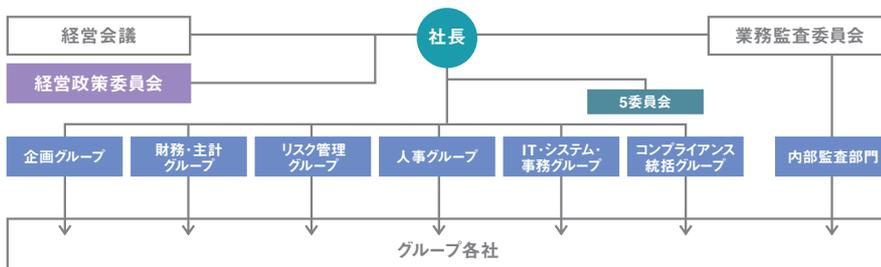
執行体制

業務執行においては、経営の監督機能と業務執行を分離し権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しています。みずほフィナンシャルグループ社長が業務執行上の最高責任者として当グループの業務を統括し、各グループ・部門が所管するグループ各社の経営管理を行っています。

なお、業務執行に関する重要な事項を審議する社長の諮問機関として経営会議を設置するとともに、各執行

役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について、総合的に審議・調整を行う経営政策委員会を設置しています。また、特定の全社的な諸問題については5つの委員会を設置し、それぞれの所管する業務について協議・周知徹底・推進等を行っています。

一方、グループ各社はみずほフィナンシャルグループが策定した基本方針等をふまえ、それぞれの事業領域における業務運営を行っています。



経営政策委員会

- **ポートフォリオマネジメント委員会**：ポートフォリオの基本方針やその運営について審議・調整およびモニタリング等を行います。
- **ALM・マーケットリスク委員会**：ALMに関する基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理についての審議・調整および実績管理等を行います。
- **コンプライアンス委員会**：外部の専門家(弁護士1名、公認会計士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力に関する事項、事故処理に関する事項についての審議・調整等を行います。
- **情報管理委員会**：情報管理に関する各種施策の推進状況や情報セキュリティに係るリスク管理、個人情報保護法対応、情報管理に関する各種規程等についての審議・調整等を行います。
- **ディスクロージャー委員会**：法定開示および適時開示に関する事項について、情報開示に関する重要事項の審議・調整を行い、投資家からの信頼を得られる開示態勢および内部統制の確保を進めています。
- **CSR委員会**：CSRに関する各種施策の取り組み状況や要対応事項、取り組み方針、CSR報告書等について審議・調整等を行います。

5委員会

- **緊急対策委員会**：緊急事態への対策に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。
- **人権啓発推進委員会**：人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っています。人権尊重の精神にあふれた企業風土づくりを図っています。
- **障害者雇用促進委員会**：障害者の雇用および職場定着に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。
- **社会貢献委員会**：社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。自主プログラムの検討や社員の社会貢献活動の支援についても協議しています。
- **環境問題委員会**：当グループ自身の環境負荷の低減や事業を通したお客さまの環境対応への支援等、地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。

リスク管理

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、金融業務は急速に多様化・複雑化しており、金融機関は多様なリスクを抱えています。ここでは、リスク管理についての考え方と管理態勢について報告します。

リスク管理の基本的な考え方と管理態勢

当グループでは、当グループで発生するリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」等に分類し、リスクの特性に応じて管理しています。また、各リスク単位での管理に加え、リスク全体を把握・評価し、必要に応じて定性面・定量面それぞれから適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御しています。

当グループでは、これらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

総合的なリスク管理態勢

みずほフィナンシャルグループでは、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性および適切性の監査の実施等を内容とした、当グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しています。

グループ各社は、みずほフィナンシャルグループで定めた基本方針に則り、リスク管理の高度化を図り、管理の強化に努めるとともに、業務内容や保有するリスクの規模・態様に応じた適切なリスク管理を行っています。

みずほフィナンシャルグループは、主要グループ会社からリスクの状況等について定期的および必要に応じて報告を受け、主要グループ会社においても、それぞれのグループ会社のリスク管理態勢を整備し、リスクの状況等について報告することで、当グループ全体のリスク管理を統括する態勢としています。

また、当グループでは、グループ全体が抱えているリスクを可能な限り把握し、リスクキャピタル配賦の枠組みのもと、グループ各社のリスクの総量が各社の資本勘定等の財務体力を超えないように、また、グループ全体のリスクの総量がグループ全体の資本勘定等の財務体力から適切な範囲にとどまるように、リスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングして各社で取締役会に報告しています。

信用リスクの管理

当グループでは、信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス項目を含む）の価値が減少または消失し、当グループが損失を被るリスク」と定義しています。

金融の自由化や国際化・高度化等によって複雑となった信用リスクに対し、お取引先の信用状態を調査して個別案件ごとに与信実行から回収までの過程を管理する個別与信管理と、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法によって把握し管理するポートフォリオ管理の、2つの方法によって管理しています。

市場リスク管理

当グループでは、市場リスクを「金利・株価・為替等の変動により損失を被るリスク」とし、持株会社およびグループ各社にてそれぞれのレベルでリスクの内容に応じたリスクファクタを用いて市場リスク量を計測・モニタリングし、管理しています。

市場リスクの管理は、業務戦略や過去の実績、リスク負担能力等を勘案し、諸リミットを設定して行っています。

流動性リスクの管理

当グループでは、流動性リスクを「当グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しています。

流動性リスクの管理は、市場からの資金調達に関する上限額等の管理指標を設定してコントロールしています。

オペレーショナルリスクの管理

当グループでは、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当グループに生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

当グループは、オペレーショナルリスクについて、システムリスク、事務リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、レピュテーションリスクの各リスクを含む幅広いリスクと考えています。管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。

コンプライアンス

当グループは、世界に通用するコンプライアンスの推進に努めています。ここでは、コンプライアンスについての考え方や、それを確保するための体制および活動について報告します。

コンプライアンスの考え方

当グループは、日本を代表する総合金融グループとしての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「法令・諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」をコンプライアンスと考えています。そして、コンプライアンス

の徹底を、経営の基本原則として位置づけ、コンプライアンスの推進に努めるとともに、みずほフィナンシャルグループが示す基本方針に則り、当グループの各社がおのこのコンプライアンス態勢を確立しています。

コンプライアンスの運営体制と活動

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行およびみずほコーポレート銀行では、それぞれの社長（頭取）がコンプライアンスを統括するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：社長）にて重要事項の審議を行っています。

また、コンプライアンス担当役員のもとにコンプライアンスの企画・推進を行うコンプライアンス統括部署を設けています。

さらに、各社の部室店では、その長がコンプライアンスの責任者として指導・実践するとともに、各部室店に配置されたコンプライアンス管理者が、遵守状況をチェックする運営体制としています。

主要グループ会社のコンプライアンス管理については、みずほフィナンシャルグループが遵守状況を報告等により把握し、必要に応じて適切な対応を行っています。主要グループ会社以外のグループ会社については、主要グループ会社を通じて管理しています。

コンプライアンスの遵守状況をチェックする具体的な方法として、各部署自らが行う第一次チェック、監査部門による第二次チェックを実施することでコンプライアンスの徹底に努めています。

なお、コンプライアンスの遵守状況については、社員の人事評価の対象項目にも含まれており、上司からの評価のみならず、360度評価による部下・業務上の関係が深い他の部署からの評価も行われています。

コンプライアンスマニュアル

当グループでは、コンプライアンスに関する具体的な遵守基準を示すため、グループ各社の業務内容に応じ、遵守すべき法令諸規則および実践するコンプライアンス活動をわかりやすく明示したコンプライアンスマニュアルを策定しています。

教育・研修

定期的を実施している人事部主催の集合研修、あるいはコンプライアンス担当部署の指示によって各部室店が実施する研修において、具体的なテーマに沿ってケースを交えた現場教育を行っています。

コンプライアンスプログラム

コンプライアンスにかかるさまざまな体制整備、研修、チェック等を実施するための具体的な実践計画として、各社は、コンプライアンスプログラムを年度ごとに策定し、その実施状況を半年ごとにフォローアップしており、その実施状況・結果を取締役会で報告しています。

コンプライアンスホットライン

当グループでは、本来のコンプライアンス報告体制で適切な措置が講じられない等コンプライアンス上の問題が発生した場合の救済措置として、従来からコンプライアンス相談窓口を設置しています。2003年4月には、プライバシー保護への信頼をより強固にするために外部の弁護士事務所にコンプライアンスホットラインを設け、相談者および相談内容に関する秘匿性に一層の配慮をしています。

〈みずほ〉のステークホルダー

当グループは、ステークホルダーとの高感度なコミュニケーションを実現し、社会的責任を果たしてまいります。ここでは、当グループのステークホルダーに対する考え方とそのかわりについて報告します。

■ ステークホルダーへの考え方

企業は株主さまのものであると同時に、金融機関のように公共的な役割を担っている企業は、社会に対して大きな影響力を持っており、したがって社会に対して大きな責任を負っています。

そのため当グループでは、多様なステークホルダーに対して情報を開示し、対話型のコミュニケーションを図りながら、当グループの社会とのかわり方を見直し、バランスの良い企業経営を行っていくことが重要だと考えています。そして、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、企業価値を向上することが、持続可能な企業の条件だと考えています。

当グループでは、ステークホルダーをお客さま、株主さま、地域社会、社員、仕入先・競争会社、政治・行政に分類しています。



お客さま

当グループのお客さまは、預金者と融資先、信託の委託者と受益者、投資家等、個人から企業や公共法人までと非常に多様です。また、地理的にも幅広く、世界の各地にお客さまがいらっしゃいます。

お客さまからは「お客さまの声カード」「コールセンター」「お客さま満足度調査」などによりご意見を伺うほか、ホームページやダイレクトメール、店頭や営業を通じた直接対話などにより、コミュニケーションを図っています。これらの方法により集められたお客さまの声は、さまざまな形でサービスや経営品質の向上に活用されています。



地域社会

当グループは27カ国の728カ所（国内671、海外57）に及ぶ事業所を通じた企業活動、あるいは社員一人ひとりの行動を通じて、地域社会と深いかかわりを持っており、地域社会は〈みずほ〉の存立基盤といえます。そのため、〈みずほ〉の利益と社会の利益とを調和させつつ事業活動を行い、地域の発展に貢献することが大切であると考えています。

また、通常の事業活動以外にも、積極的な社会貢献活動を通じて地域と交流する努力をしています。





株主さま

2005年9月末時点では、12,003,995.49株の普通株式のほかに、1,405,430株の優先株式を発行しています。このうち、公的資金の借入れのために発行した国（株式会社整理回収機構）への優先株式が425,000株ありますが、2005年10月に125,000株を取得および消却しており、2006年度中にはすべてを国から買い取り公的資金の完済を目指します。普通株式については、62.24%を日本の法人株主等が所有しており、25.68%を外国法人等が、12.08%を個人が所有しています。これら株主の皆さまからの信頼と期待に応えるため、資産の保全・拡大を図り、収益性の向上に努めます。また、株主の皆さまから広く理解を得るため、財務・税務・会計の正確性・信頼性を堅持するとともに、厳格な内部管理体制のもとで、それが適性かつ有効に機能しているかをモニタリングします。さらに、独立した内部監査機能を一層強化し、内部管理体制を充実させます。



当グループ



政治・行政

当グループは、日本をはじめとする世界の多くの国々とさまざまな場面がかかわりを持っています。事業を行ううえでの法規制を受ける立場、事業に必要な公共サービスを利用する立場、国や国家事業への資金の貸し手、中央銀行から資金を調達する借り手等として、どの場面においても各国法令を遵守し、当グループの業務を管轄する各国行政当局や政治家とは健全かつ正常な関係を保ちます。

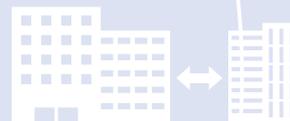


社員

当グループの連結ベースの社員数は2005年9月末現在45,966人に上り、日本を中心に、世界27カ国で活躍しています。

人材は〈みずほ〉にとって最も重要な経営資源であり、人材こそが他の追随を許さない競争優位の源泉です。人材への積極的な投資を通じて、社員一人ひとりの価値を高めていくことが、〈みずほ〉の持続的な価値創造につながると考えています。このような考えのもと、社員にとって魅力に富んだ働きやすく働き甲斐がある自由闊達な職場環境づくりに努めています。

また、コンプライアンス教育・研修を行うとともに、労働関係法令の遵守の徹底、職場の安全・衛生への配慮、差別・セクハラに対応したホットラインの設置なども行っています。



仕入先・競争会社

当グループでは、システムの発注や物品・サービスの購入などを通じて、仕入先との取引が発生します。

仕入先とは最良の品質・サービスの提供を受けることを目的に健全かつ透明な関係を保ち、経営効率向上のためのビジネスパートナーとして共存共栄を目指します。そのため、仕入先に対しても「みずほの企業行動規範」についての理解を求めています。

当グループは、市場経済体制の前提となる自己責任原則に則り、自助・自立意識に基づいて公正・透明・自由な競争を実践します。

<みずほ>の経済的パフォーマンス

ここでは、当グループの事業活動の結果である財務・損益状況に関して、ステークホルダーとの経済的関係という観点で捉え、報告します。

CSRレポートにおける経済性報告の考え方

企業が存続するためには、継続的に利益を確保し、財務体質を強化することが必要です。さらに、持続可能な発展を目指した事業活動を行うためには、さまざまなステークホルダーとの関係を十分に認識する必要があります。

このような観点から、当経済性報告においては、

みずほフィナンシャルグループの財務・損益状況のうち、財務基盤拡充に関する特徴的な内容を紹介するとともに、収益状況等の数値をステークホルダーとの経済的関係という観点で試行的に捉え、報告しています。

※詳細な損益状況、財務数値につきましては、有価証券報告書・半期報告書、ディスクロージャー誌・中間ディスクロージャー誌をご覧ください。

財務健全性の向上

トップライン収益（業務粗利益）の拡大と経費の削減に注力することで、財務健全性の向上に努めています。これと同時に、剰余金の着実な積み上げにより自己資本の充実を図っています。

また、課税所得の計上により、連結ベースの繰延税金資産純額は2004年度末時点で、連結Tier I 対比24.0%、2005年度中間期では同19.6%の水準にまで低下しました。

不良債権については、金融再生プログラムで示された不良債権比率半減目標を2004年9月末に達成し、さらに改善しています。

(億円)

[連結]	2004年度実績		2005年度中間期実績	
		前年度末比		前年度末比
自己資本比率	11.91%	+0.56%	10.73%	▲1.18%
Tier I 比率	6.19%	+0.44%	5.44%	▲0.75%
繰延税金資産純額	10,028	▲3,300	7,588	▲2,440
対Tier I 比率	24.0%	▲9.7%	19.6%	▲4.3%

(億円)

[3行*1+再生専門子会社*2]	2004年度実績		2005年度中間期実績	
		前年度末比		前年度末比
金融再生法開示債権	14,956	▲16,953	12,975	▲1,981
不良債権比率	2.16%	▲2.23%	1.85%	▲0.31%

*1 3行

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行

*2 再生専門子会社

当レポート13ページをご参照ください。

[連結]



[3行+再生専門子会社]

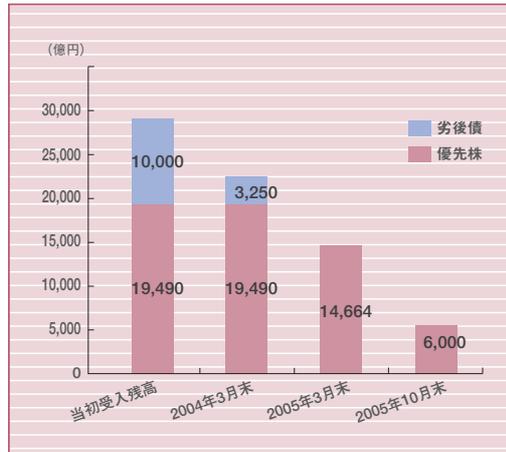


公的資金の返済

剰余金の着実な積み上げにより、国際的に活動する金融機関として十分な自己資本比率の水準を確保しつつ、公的資金の返済を進めています。

2005年10月末現在、当初公的資金残高2兆9,490億円に対する返済額は総額2兆3,490億円、返済率は79.6%になりました。残額の6,000億円については、2007年3月末までに完済することを目指しています。

なお、公的資金のうち、劣後債については2004年度に完済し、普通株式への転換権が付与された優先株式についても2005年10月末までにすべて取得および消却しています。



収益状況とステークホルダーとの経済的関係

経常収益	30,391
うち信託勘定と信関係費用	▲27
経常費用	▲23,817
営業経費	▲10,913
うち人件費	▲4,822
うち物件費	▲5,496
うち税金	▲594
不良債権処理額－一般貸倒引当金純繰入額	▲2,319
その他	▲10,584
経常利益	6,574
特別損益	2,855
うち貸倒引当金純取崩額等	1,407
税金等調整前当期純利益	9,430
法人税、住民税及び事業税	▲198
法人税等調整額	▲2,352
少数株主損益	▲606
当期純利益	6,273
与信関係費用	▲939
連結利益剰余金増減	+5,859
うち配当金	▲742

*与信関係費用＝不良債権処理額－一般貸倒引当金純繰入額＋貸倒引当金純取崩額等＋信託勘定と信関係費用

お客さまへの売上	30,391
お客さまからの仕入れ (原価)	10,584
お客さまからの仕入れ (不良債権処理額等)	939
株主さま	1,349
地域社会	P.38ご参照
社員および役員	4,822
仕入先 (物件の仕入れ)	5,496
行政	792

「ステークホルダーとの経済的関係」の試算方法

- お客さまへの売上：「経常収益」としました。
- お客さまからの仕入れ (原価)：「経常費用」から「営業経費」と「不良債権処理額－一般貸倒引当金純繰入額」を除いたものとしました。
- お客さまからの仕入れ (不良債権処理額等)：「与信関係費用」としました。
- 株主さま：「配当金」の金額と「少数株主損益」の合計としました。
- 地域社会：社会性報告の「社会貢献支出の分野別内訳」をご参照ください。
- 社員および役員：営業経費中の「人件費」の金額としました。
- 仕入先：営業経費中の「物件費」の金額としました。
- 行政：営業経費中の「税金」の金額と「法人税、住民税及び事業税」の金額の合計値としました。

お客さまとのかかわり

当グループは、「CS(お客さま満足度)トップ」を目指しています。ここでは、お客さまの満足と信頼を得るための当グループの取り組みについて報告します。

お客さまに対する基本姿勢

- ・お客さまの満足と信頼を得るため常に努力し、長期的な信頼関係を築きます。
- ・お客さまを良く知り、誠実な姿勢で臨みます。
- ・お客さまに十分な情報を提供し、最高水準の総合金融サービスを提供します。
- ・お客さまの資産を厳正に管理します。
- ・お客さまに役立つよう、優れた識見や専門的知識・技能を身につけるために自己研鑽に努めます。

「CSトップ」を目指す

当グループは、「お客さまを第一とするサービス業としての企業文化」を真に根づかせ、「常にお客さまへの最高のサービス提供を追求しようとする行動」がすべての社員に定着するよう努めていきます。また、お客さまから当グループに寄せられるご不満やご批判等の声については真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応して問題解決を図ります。さらに、こうした声を経営資源の1つとして捉え、問題発生の原因を調査・分析し問題

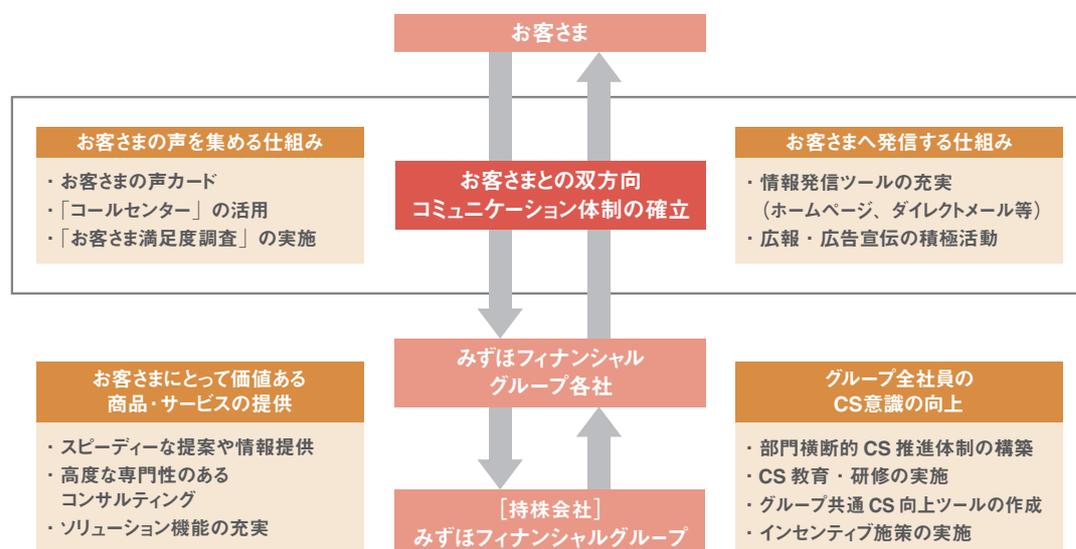
点を明確にしたうえで、未然防止および商品開発・サービス改善につなげる等、グループ全体の経営品質の向上に反映させていきます。

お客さまとのコミュニケーション

お客さまのご要望やご不満を知るためには双方向のコミュニケーションが重要です。当グループでは、お客さまの声を集める仕組みとお客さまに発信する仕組みの両面で取り組みを進めています。

「CSトップ」を目指す経営

最高品質の商品・サービス提供によるお客さま満足・ロイヤルティの向上



お客さまの声を集める仕組み

お客さまの声カード

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行では、「お客さまの声カード」を用意し、お客さまの幅広い声の収集を行っています。

コールセンター

リテール業務を行う当グループの銀行・証券会社・信託銀行では、コールセンターを設置しお客さまからの電話によるお問い合わせにお応えしています。コールセンターに寄せられたご意見・ご要望は、お客さまサービス担当部に集約しています(2004年度のみずほ銀行への電話での「お問い合わせ・各種照会」件数は約50万件でした)。

お客さま満足度調査

当グループでは、「CSTOP」を目指す経営方針のもと、「お客さまの声カード」や「コールセンター」の活用のほか、お客さまがどの程度の満足感を持ってお取引いただいているかを知るために、お客さま満足度調査を実施しています。

声を経営に反映させる仕組み

お客さまからいただいた声は当グループ各社のお客さまサービス担当部署を通して各社の経営層に報告されるとともに、みずほフィナンシャルグループのCS研究所で集約・分析され、グループ全体の経営品質の向上のために活用されています。

苦情対応体制についてのJIS認証の取得

みずほ信託銀行は「苦情対応に関するガイドライン」として定められた日本工業規格(JIS Z 9920)に基づき苦情対応体制を整備・構築し、2001年9月、同規格に沿っていることの第三者認証を本邦で初めて取得しました。この規格をもとに、一層のお客さまの満足度と信頼度の向上を目指しています。

お客さまへ発信する仕組み

当グループでは、マーケティング目的ではない、さまざまな情報をホームページやダイレクトメール、Eメール、新聞公告等、適切で効果的な方法を用い、できる限り迅速かつ確実にお客さまに伝達することに努めています。

お客さまの安全性を確保

みずほ銀行では、2005年3月より、セキュリティ向上の一環として、個人のお客さまに発行する普通預金キャッシュカードを、偽造が困難なICチップを搭載したICキャッシュカードに移行しました*1。また、2005年9月よりICキャッシュカード非対応ATMでの1日あたりの引出限度額を引き下げ、セキュリティを高めています*2。今後も、生体認証を活用した本人確認手法を導入することで、さらなるセキュリティ向上に努め、偽造被害への対応をより強化するとともに、盗難等による不正な預金引出し防止にも対応します。また、「振り込め詐欺」、「なりすまし詐欺」などの金融犯罪の被害を防ぐため、ATM画面やダイレクトメール、店内掲示、ホームページ等を通じてお客さまに安全性に関する情報をお伝えし、犯罪予防への呼びかけを行っています。



お客さまの声カード



ICキャッシュカード

情報セキュリティの確保

総合金融サービスを提供する当グループにとって、お客さまに関する情報をはじめとする情報資産を適切に利用することは、当グループの競争力の源泉です。そして、その情報資産を適切に保護することは、重要な社会的責任であると考えており、当グループ各社において統括部署を定め、情報管理体制を構築しています。

2005年9月、みずほフィナンシャルグループでは全部門において情報セキュリティ管理の規格であるISMS認証基準(Ver.2.0)とBS7799-2の認証を取得しました。みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、資産管理サービス信託銀行、みずほ情報総研も、特定業務で認証を取得しています。

当グループでは、認証取得・拡大を推進する等、情報管理態勢の一層の強化に努めています。

*1 みずほ信託銀行も2006年4月から導入を予定しています。

*2 みずほ信託銀行では2005年7月から実施しています。



IS97580/BS7799 J101675/ISMS

情報セキュリティ管理
認定マーク

個人情報の保護

お客さまの個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令の遵守に加え、個人情報保護に関する取り組み方針および個人情報の取り扱いに関する考え方を定めたプライバシーポリシーを当グループ各社において制定し、ホームページ等で公表しています。

当グループは、お客さまの個人情報を適切に取り扱い、より付加価値の高い金融商品やサービスを提供するよう取り組んでいます。個人情報の取り扱いにあたっては、その重要性を十分に踏まえた厳格な情報管理を行い、安全性の確保に努めています。

株主さまとのかかわり

当グループは、株主の皆さまとの積極的なコミュニケーションを重視し「開かれた経営」を目指しています。ここでは、株主の皆さまの信頼と期待に応えるための当グループの取り組みについて報告します。

株主さまに対する基本姿勢

- ・株主さまからの信頼を得るため、会社資産の保全・拡大に努めます。
- ・適正な会計処理や効果的な内部監査を行う等、内部管理体制を充実・強化します。
- ・株主さまに経営内容を正しく伝えるため、積極的に情報を開示し、経営の透明性を高めます。

株主の皆さまとのコミュニケーション

開かれた株主総会

毎年6月下旬に開催する定時株主総会は、いわゆる集中日の開催を避けており、例年1,500名を超える株主の皆さまに出席をいただいています。営業の概況は、大型スクリーンを活用してよりビジュアルな説明に努めており、株主の皆さまと経営トップの間では活発な質疑応答が行われています。

一方、株主総会に出席いただけない株主の皆さまには、書面またはインターネットにより議決権を行使していただくことが可能です。また、株主総会の模様は、マスコミに公開しているほか、株主総会での営業の概況の説明および社長からのメッセージは、株主総会后約3カ月間、ホームページで公開しています。

事業報告書

当グループの事業内容、決算概況等の経営内容を株主の皆さまにお知らせするため、株主総会と中間決算発表の後に「事業報告書」をお届けしています。読みやすさと分かりやすさの観点から、グラフ、表、写真等を活用し、ビジュアルな構成を意識したカラー版で作成しています。

「事業報告書」は、株主総会の招集通知に添付する「営業報告書」とともに、ホームページにも掲載しています。

投資家の皆さまとのコミュニケーション

当グループは、IR活動において「透明性」「公平性」「適時性」「継続性」「双方向性」に留意すべく、IRポリシーを定め、ホームページ上で公開しています。

IRポリシーに基づき、当グループでは自主的かつ積極的にさまざまなIR活動を展開しています。

経営トップによる積極的なIR活動

当グループでは経営トップによる国内での定期的な「会社説明会（投資家向け説明会）」の他、海外IR活動にも積極的に取り組んでおり、国内外投資家の皆さまに当グループに対する理解を深めていただけるよう努めています。

多様な情報開示媒体の活用

ホームページ上で「会社説明会」の資料および音声やディスクロージャー誌・アニュアルレポート等を公開しているほか、インターネットを使った日本語、英語でのコンファレンスも実施しています。また、ミニディスクロージャー誌等の各種刊行物を作成し、投資家の皆さまの多様化するニーズに合わせた情報開示チャネルの有効活用を進めています。

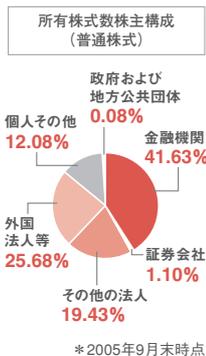
Web「IR株式関連情報」及び「株式関連情報」:

<http://www.mizuho-fg.co.jp/ir/index.html>
<http://www.mizuho-fg.co.jp/stock/index.html>

さらなる透明性の確保に向けて

コーポレートガバナンスの透明性を確保し投資家の皆さまからの信頼性を向上するために、ニューヨーク証券取引所（NYSE）への早期上場を目指して準備を開始しました。上場準備の一環として、グローバル企業にとって国際標準の1つとされる米国会計基準に則した情報開示を投資家の皆さまに行う体制を整えるとともに、現在、国際的に最も厳格な米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示および内部統制の体制構築を進めています。

※本記載は、証券の募集を行うものではありません。



当グループは、(社)日本証券アナリスト協会からIR活動への取り組みや情報開示姿勢が評価され、2005年度「ディスクロージャー優良企業」(銀行業)に選定されました。

社員とのかかわり

当グループでは、社員一人ひとりの価値を高めていくことが、グループ全体の発展につながると考えています。ここでは、社員に対する考え方と社員が活躍するための制度や取り組みについて報告します。

社員に対する基本姿勢

- ・社員のゆとりや豊かさを実現し、快適で安全な働きやすい環境を確保します。
- ・職場で共に働く人々が互いに尊重しあい、差別・ハラスメント（いやがらせ）のない職場を作ります。

人事ビジョン

当グループにとって最も重要な経営資源は人材であり、人材こそ他の追随を許さない競争優位の源泉です。人材への積極的な投資を通じて、一人ひとりの価値を高めていくことが、グループ全体の発展へとつながっていくと考えています。持続的な価値創造のために、「人材投資のROE」を高め、魅力に富んだ働きがいのある環境をつくり上げていくこと。これが当グループの目指す人事ビジョンです。

人材投資の ROE	Responsibility 自主性と自己責任原則の徹底
	Opportunity 公正な機会の提供
	Employability 市場競争力のある専門性の追求

グループの人的シナジー効果の発揮

社員については各社ごとの雇用とし、独自性やスピードを最大限に発揮する専門家集団を目指しますが、一方で基本的処遇を共通化（プラットフォーム化）し会社間異動（転籍異動）による人的シナジー効果を高め、グループ内の適材適所の人事配置を実現しています。

この共通プラットフォームでは職務を15の等級、5つの職階（アソシエイト、リーダー、マネジメント、シニアマネジメント、エグゼクティブ）に区分しており、グループ会社間での転籍異動の際の処遇の基本とするとともに、職務と成果に応じた公正な評価を行う実力主義の評価制度を実現しています。

*360度評価

部下や業務上関係の深い他部署の社員による評価。

活力あふれる企業風土の確立

当グループでは「お客さま第一の徹底」「変革への挑戦意欲」「合理的で公正な行動」「スピードの重視」「主体的で責任ある行動」を行動面における共通評価軸として設定しています。この共通評価軸をグループ全体で共有し定着させるため、所属長による人事評価や、マネジメント職階のライン職（課長）以上を対象とした「360度評価」*の際にも上記5項目を評価基準の主要な項目として組み込み、社員の意識向上に努めています。

人事の共通プラットフォーム



(2005年10月31日現在)

3つの職系

当グループでは、各社員のライフスタイルやキャリアに対する考え方、保有する専門性やスキルなどに応じ、「基幹職」「特定職」「プロフェッショナル職」の3つの職系を設けています。

基幹職

さまざまな業務分野に従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力等を発揮していく職系です。

特定職

特定分野における豊富な経験や知識を基礎に、熟練した技能や実務力を発揮していく職系です。

プロフェッショナル職

専門業務分野に継続して従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力等を発揮していく職系です。成果を重視した個別契約性の強い年俸制を適用しています。

人材の活用と活性化のための施策

支店長公募制度

若手層の早期育成と積極的登用の観点から、2003年1月より支店長公募制度を導入しています。これは30歳代の職員を対象にみずほ銀行の営業店の支店長を公募する制度で、2005年10月末までに30歳台の若手・中堅社員51名の合格者を出し、順次支店長に登用しています。

ジョブ公募制度

社員が自らのキャリアを追求し、より高い専門性の獲得を目指す目的で「ジョブ公募制度」を導入しています。グループ会社間で横断的に多くの職務について募集しており、現在の所属会社にとらわれず、自らが希望する職務にチャレンジすることができます。

今後はさらに、公募の対象とする職務を拡大するなど、一層の制度の拡充を図ります。

教育研修制度

教育研修制度を「人材投資のROE」を具現化するものとして位置づけ、グループ各社別およびグループ共通の教育環境の整備に力を入れています。

各社ごとの研修については、それぞれのビジネスモデルに沿った専門性の高い教育研修を実施するとともに、グループ内各社の教育制度を積極的に相互開放しています。

また、グループ共通の人材育成として「みずほユニバーシティ」を構築し、外部リソースを活用してグループ各社で横断的に高度な教育プログラムを実施しています。ユニバーシティは文字通り「総合大学内」のカリキュラムをイメージしたプログラム構成になっており「みずほAMP (Advanced Management Program)」「みずほPMD (Program for Management Development)」「みずほカレッジ」、および「みずほナレッジフォーラム」「外部派遣制度」「公募留学制度」などがあります。

社員^{*1}に関する基礎データ

		2004 / 3 / 31時点 ^{*2}			2005 / 3 / 31時点 ^{*3}		
		基幹職	特定職	プロ職	基幹職	特定職	プロ職
社員数	男性	17,998人	98人	358人	19,106人	217人	389人
	女性	282人	11,289人	42人	967人	10,048人	47人
	合計	18,280人	11,387人	400人	20,073人	10,265人	436人
平均年齢	男性	39.7歳	49.5歳	38.4歳	39.5歳	36.8歳	38.8歳
	女性	35.4歳	33.8歳	35.5歳	32.9歳	33.9歳	36.2歳
	合計	39.6歳	33.9歳	38.1歳	39.2歳	33.9歳	38.5歳
平均勤続年数	男性	17.6年	28.4年	8.6年	17.1年	17.1年	10.0年
	女性	12.6年	13.4年	5.3年	10.3年	7.6年	6.4年
	合計	17.5年	13.5年	8.3年	16.8年	7.8年	9.6年

*1 庶務職員、嘱託等は含まず。

*2 2004/3/31データは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループの5社を対象に集計。

*3 2005/3/31データは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループ、みずほ情報総研の6社を対象に集計。

次世代育成支援の目標と取り組み

子育てや介護を行う社員の職場生活と家庭生活との両立を支援するため、以下の対策を2005年4月より掲げています。

育児関連諸制度の充実

- ① 育児休業制度適用対象者の拡大
- ② 育児休業期間の延長等
- ③ 取得回数制限の緩和
- ④ 休業中の職場資料の送付
- ⑤ 未就学幼児を持つ社員に対する時間外免除措置
- ⑥ 看護休暇の新設
- ⑦ 配偶者出産休暇の拡大
- ⑧ 託児費用補助制度の導入

介護関連諸制度の充実

- ① 介護休業制度適用対象者の拡大
- ② 取得回数制限の緩和
- ③ 休業中の職場資料の送付
- ④ 要介護対象家族を持つ社員に対する時間外免除措置

制度趣旨の徹底等

- ① 次世代育成支援にかかわる社員説明の実施
- ② 制度説明のパンフレットの作成・配布
- ③ 職場と家庭の両立に資する情報の提供
- ④ 職場と家庭の両立に関する定期労使協議の立ち上げ等

ポジティブアクションへの取り組み

女性社員の積極的登用による組織の活性化と、女性社員のモラルアップを目的に、当グループの共通施策としてポジティブアクション*に取り組んでいます。

推進にあたっては、グループ各社の人事部にポジティブアクション担当を配置し、その進捗状況を定期的にグループで共有して、グループ全体での目標達成に向けた各施策を積極的に展開しています。

採用・登用の目標と取り組み内容

ポジティブアクションの早期浸透と定着化を目指し、現状に対して高い数値目標を設定しています。また、グループ各社のビジネスモデルを活かした女性の能力を発揮できる人員配置を進めています。

目標

- ① グループ5社(みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行)で基幹職女性の採用比率を20%に引き上げる。
- ② グループ全体で管理職に占める女性比率を2004年4月から2009年3月までに1.5倍とする。
- ③ 各社のビジネスモデルを活かした効果的な女性配置を実践する。

施策

・2003年度より、日経ディスコ主催の「女子学生のためのキャリアアップセミナー」に協賛。当グループの女性基幹職が女性の活躍とグループの具体的な取り組みを紹介。また、当グループ独自で、女子学生向けのセミナーを東京、大阪で開催。

・マネジメント職階以上への登用が見込まれる特定職社員にエキスパートプログラムを適用し、本人のキャリアアップを検討するとともに、基幹職社員については経営職階への登用候補者を個別に育成している。

・各社毎にそれぞれ施策を展開

みずほ銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店における事務部門(預金・為替分野等)の管理職(管理主任以上)への積極的な登用 ・コアビジネスの1つである個人顧客向けのコンサルティング営業の担い手として基幹職FCコースを新設し、女性も積極的に登用
みずほコーポレート銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・営業部、営業事務部および事務専担部における管理主任登用ニーズを見直し、権限・事務量の適正配分のための新規登用ポストを発掘 ・エキスパートプログラムに係わる任用ポストの選別、調査役等への職位登用促進および任用者研修・フォロー研修の実施 ・女性基幹職新入社員向「メンター制度」を導入し、早期の組織適応をサポート
みずほ証券	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自身が、働きやすい職場を実現する提言を行う社長直轄のコミティ(Miw-Net)を発足。またその活動の一環としてワーキングマザーのコミティ(ママネット)も活動開始
みずほ信託銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・事務部門における管理主任・班長等への登用を推進 ・個人顧客向けの信託分野における財務コンサルティング等の担い手として基幹職(信託財務コンサルタントコース)を新設し、女性の登用も積極的に推進

* ポジティブアクション

雇用の場における男女労働者間の事実上の格差を解消し、女性の能力発揮を促進するため、企業が積極的かつ自主的に取り組むこと

地域社会とのかかわり

当グループは「良き企業市民」として、存立基盤である地域に貢献していきたいと考えています。ここでは、当グループの社会貢献活動の考え方とその事例を報告します。

地域社会に対する基本姿勢

- ・地域社会と共に歩む「良き企業市民」としての役割を果たします。
- ・積極的に社会貢献活動を行います。

社会貢献の考え方と在り方

基本姿勢に掲げた「地域社会と共に歩む『良き企業市民』としての役割」。そのためには、社会とのコミュニケーションを密にし、活動が社会の常識と期待に沿う必要があります。

そのため当グループでは、社会貢献活動を社会的責任の1つとして積極的に捉えつつ、情報開示にも努め、社会からの理解が得られるように考えています。

この点、社会貢献を継続的に実施するための具体策として、『社会貢献・環境問題に関する運営基準』を設けています。社会の変容に対応するために、定期的な見直しを行っています。

この運営基準では社会貢献を7つの分野、①青少年育成、②社会福祉、③芸術・文化・学術振興、④国際交流、⑤地球環境保全、⑥金融教育、⑦人道的活動、に分類しています。また、こうした社会貢献の実施にあたっては、地域社会の発展への貢献、公益性が高く社会の理解が得られる取り組み、社会が抱える課題に対する独創性・先進性、という多面的な視点から検討し、効果を客観的に評価しています。

社会貢献には、経済的支援が前提とされる社会貢献と無償のボランティアが求められる貢献とがあります。当グループは、それらの実施状況を個別に把握し、より効率的な貢献を図っています。

金融機関として培ったノウハウを活かして本業周辺でどのような社会貢献が可能か。また、本業と直接のかかわりがなくても、福祉や学術への助

成・支援など、持続的な社会を築き上げるために当グループとして実現可能な社会貢献は何か。地域社会に根ざした支店網はもとより、社会とのあらゆる接点からニーズをくみ取り、今後も社会貢献の在り方を模索していきます。

社会貢献プログラム実施の運営基準

社会貢献プログラム実施の判断基準として、以下の運営基準を定めています。実施プログラムについては継続して取り組むことを基本としつつ、時代とともに変化する社会に対応するため定期的に見直しを行っています。

社会貢献・環境問題に関する運営基準

1 実施の対象分野

以下の分野について取り組む。

- ① 青少年育成
- ② 社会福祉
- ③ 芸術・文化・学術振興
- ④ 国際交流
- ⑤ 地球環境保全
- ⑥ 金融教育
- ⑦ 人道的活動

2 実施の判断基準

以下の基準に照らして実施の判断を行う。

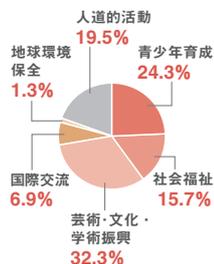
- ① 地域社会への貢献：地域社会の発展に貢献する取り組み
- ② 社会からの理解：公益性が高く、広く社会の理解が得られる取り組み
- ③ 独創性：社会の課題に対し、独創性や先進性のある取り組み

3 実施の形態

以下の形態で実施する。

- ① 自主企画プログラム
- ② 当社グループ社会貢献財団の活動に対する支援
- ③ 寄付
- ④ 役職員のボランティア活動に対する支援

社会貢献支出の
分野別内訳（2004年度）



分野が2つにまたがるものは、分野ごとに1/2の金額にて算出。
みずほフィナンシャルグループの支出総額：133百万円

「金融教育」への取り組み

次世代を担う若者に対して、当グループでは従来からみずほ証券が中心となり、京都大学大学院や慶應義塾大学経済学部など6大学・学部に対し、グループ内企業と協力しつつ講師を招聘・派遣するなど、大学教育の現場で寄付講座を提供してきました。

同様の試みは国内のみならず、中国の大学にも広げており、北京大学と復旦大学で寄付講座を開設し、講師を派遣しています。

一方、大学のみにとどまらず、小中学校においても総合学習の時間に協力する形で、支店レベルでの多様な「職場体験」を実施しています。

そもそも、10代の子どもたちにとっての「銀行」とは、窓口やATMがある「場所」にすぎないのかもしれませんが、その窓口の裏側には、どのような業務があって、それらがどのように銀行を支えているのか。さらに、その仕組みが、どのようにして日本の金融ビジネスを構築しているのか。そんな一連の流れを実際に見て、感じることで、金融全般の仕組みを理解してもらいたい。そこで、支店レベルで地元教育機関の要請に応えるべく、協力を行っています。

例えば、みずほ銀行久米川支店（東京・東村山市）では、2005年1月より2日間にわたって地元の中学2年生を3名受け入れ、「銀行とは何か」という講義から、印鑑照合や宝くじ取り扱い、外貨やトラベラーズチェックの取り扱いなど、支店内の業務を多く紹介しました。さらに、同店の取引先4社のご協力をいた

だき、社員とともに各社を訪問して、ローンなどの営業外訪や取引先企業の工場見学まで多面的な銀行業務を学習してもらいました。その体験は学校祭でも発表されるなど、受け入れ先中学校でも高い評価をいただいています。

「地元密着型の金融教育」を目指して、福島支店（福島市）では小学6年生2名を対象に体験学習の機会を提供しました。実際に体験できるお札の勘定や硬貨巻きなどの作業から銀行業務を学習してもらい、銀行に対する理解を深めてもらいました。この体験学習に参加した小学校の先生からは、「児童たちは自分の将来について考えるきっかけになったようです。また、人のかかわりや働くことの大切さを感じていました。」という感想をいただきました。

このような取り組みは継続的に実施していくことが大切であり、地域に根ざす金融機関として、長期的な視点に立ち、地域社会へ貢献できるような活動にさらに育て上げていきたいと考えています。



訪問先の納豆メーカーで体験学習（久米川支店）

寄付講座開設実績

（2004年度および2005年度）

		大学名	講座名・主要テーマ	運営形態
国内	みずほ証券	京都大学大学院 経済学研究科	企業金融論	講師派遣、教授・助教招聘
		一橋大学 商学部	企業金融論	講師派遣
		一橋大学大学院 商学研究科	企業金融論	講師派遣
		明治大学 ビジネススクール	コーポレート・ファイナンス論	講師派遣
	みずほ証券・新光証券の共同運営	早稲田大学 オープン教育センター	企業金融と投資銀行ビジネスのフロンティア	講師派遣
		慶應義塾大学 経済学部	企業金融論	講師派遣、教授・講師招聘
		中央大学 アカウンティングスクール	コーポレートファイナンスの実務と適用	講師派遣
		立教大学 社会学部	日本の金融資本市場	講師派遣
		立教大学大学院 ビジネスデザイン 研究科	コーポレートファイナンス	講師派遣
	みずほインベスターズ証券	日本文理大学	金融、証券市場の概要と実際	講師派遣
海外	みずほ証券	復旦大学(中国)	資本市場、クロスボーダー取引	講師派遣
		北京大学(中国)	資本市場、コーポレート・ファイナンス、ガバナンス	講師派遣、早稲田大学との共同講座

青少年育成

黄色いワッペン贈呈事業

真新しいランドセルと黄色いワッペン。いまや小学1年生のスタイルとして定着しています。当グループは、この交通事故傷害保険付きの黄色いワッペンを新入学児童に贈呈する事業を実施しています。

1965年に始まったこの事業のきっかけは、愛するわが子を交通事故で失った母親が、当時の佐藤栄作首相に宛てた「交通事故撲滅」を願う一通の手紙を紹介した新聞記事でした。将来のある子どもたちを交通事故から守るために、全国に支店網を持つ金融機関として協力できることはないか。そんな思いから、交通安全と交通事故の撲滅を願って、目に留まる「黄色の腕章」を全国の小学1年生に届けるこの事業はスタートしました。その後、腕章から安全ピンで留めるワッペンに変わり、全日本交通安全協会が募集する「交通安全スローガン」内閣総理大臣賞こども部門の最優秀作のスローガンがその年のワッペンに記載されるよう

になり、今日に至っています。開始当初は配布地域が限られていましたが、警察関係機関や教育機関の協力を得て対象地域は徐々に拡大し、現在では日本全国をカ



2005年の黄色いワッペン贈呈式（東京都）

パーする事業に発展しています。毎年2～4月にかけて、協賛4社の支店・支社などにより全国各地で黄色いワッペンの贈呈式が行われ、東京都の贈呈式では式典のあとに交通安全教室を開催し、新入学児童に交通ルールを学んでもらっています。41回を数えるこの事業で配られたワッペンは累計で5,056万枚となりました。この事業は、当グループ、(株)損害保険ジャパン、明治安田生命保険(相)、第一生命保険(相)が共同で実施しています。



ピーボクんと黄色いワッペンをつけての交通安全教室（東京都）



社会福祉

みずほ社会貢献ファンド

当グループでは、グループ役職員の社会貢献活動を推進する募金制度として、毎月の給与からの寄付金で運営される任意参加による「みずほ社会貢献ファンド」があります。寄付先・金額の決定は、公正な活用を図るため運営委員会が行い、福祉車両の贈呈や、大規模災害発生時の義援金、役職員が自ら参加しているボランティア活動の支援金等として活用されています。

2004年度は、「新潟県中越地震」や「スマトラ島沖大地震」をはじめとする自然災害に対する義援金を拠出しました。また、役職員が自ら参加しているボランティア活動等への支援として4団体に対して助成金を拠出しました。



「スマトラ島沖大地震」の被災者のためタイ政府に対して義援金を寄贈

地域交流・振興

地域コミュニティの拠点として

地域に根ざし、さらに地域コミュニティと密着した拠点として、銀行の支店が存在する一。当グループのなかで、そんな銀行像を象徴するのは、みずほ銀行小舟町支店（東京・中央区）です。

毎年1月、同店では恒例行事の「鏡開き」を開催しています。これは、地元・小舟町会とともに、当グループの役員も参画して催すものです。2005年は1月11日に開かれ、小舟町町会長さまをはじめ、みずほ銀行・杉山頭取とみずほフィナンシャルグループ・前田社長らが参加し、多くの地元の方々に樽酒とお汁粉を振る舞いました。

この行事は、1897年（明治30年）から続いている「伝統行事」です。100年以上にわたる歴史を持ち、地元との懇親を培ってきたこととなります。同店は、旧・安田銀行の本店が置かれた場所でもあります。

また、小舟町には4年に1回行われる伝統行事として340年の歴史を誇る『八雲神社天王祭』があります。この祭りは小

伝馬町で行われていたものを小舟町が1666年に受継ぎ、宮元として小舟町天王祭を齎行したことが始まりです。同店は往時のお宮道の入口である大鳥居横に立地することから、現在は祭りが始まるまでの約2カ月間、高さ約3メートルの大神輿をロビーで展示しています。希少性の高い大神輿を大切に預かるとともに、祭り当日には小舟町支店の社員も神輿の担ぎ手などとして参加し、町内会の一員として伝統行事を支えています。



100年以上の伝統を持つ小舟町支店の鏡開き



高さ約3メートルの大神輿

ロビー展

銀行をより身近な存在にしたいとの思いから、支店によっては支店の特色や地域性を活かして、店内のロビーを活用した「ロビー展」を開催しています。また、お客さまからの寄贈や社員の提供による書籍を本棚に並べ、来店されるお客さまへの無料貸出を行っている支店もあります。

みずほ銀行八王子支店（東京・八王子市）では、地元の同好会による写真展を月替わりで開催し、芳名帳を備えて感想を記してもらう等、同好者のコミュニケーションの場として活用いただいています。また、みずほ銀行大山支店（東京・板橋区）には、1989年の開店当時から続く「大山文庫」があり、多くのお客さまにご利用いただいています。



ロビーにあるボードを利用して、20～30枚の写真を展示（八王子支店）

中堅・中小企業の振興

当グループでは、日本経済の発展の原動力である中堅・中小企業振興の一環として、(社)中小企業研究センターを1966年の発足当時より支援しており、同センターの実証的調査研究と優れた企業を広く全国から発掘する顕彰事業をサポートしています。

また、1996年には「公益信託みずほニュービジネス育成基金」を設立し、従来の銀行融資やベンチャーキャピタルによる支援では十分にサポートされない事業に対して、公益的見地に立った助成金給付事業を行っています。

地球環境保全

環境絵画コンクール

当グループでは、全国小中学校環境教育研究会が主催している「全国小中学校児童・生徒環境絵画コンクール」に協賛しています。このコンクールは全国の小中学生に「自然の大切さ」や「住みよい街」を考える機会を持ってほしいという趣旨のもとに開催されており、2005年で9回目を迎えました。今回のテーマ「みんなで守ろう大切な自然」に対し、小中学校合わせて6,115点の応募があり、そのなかから文部科学大臣奨励賞、環境大臣賞、みずほ特別賞などに40作品が選ばれ、入賞者には賞状と受賞絵画の画集を贈呈しました。

このコンクールは当グループ、明治安田生命保険（相）、丸紅（株）が協賛しています。



みずほ特別賞（小学生部門受賞 北原杏奈さん）



みずほ特別賞（中学生部門受賞 佃来美さん）

芸術・文化支援

成人の日コンサート

当グループでは1990年から毎年成人の日に「成人の日コンサート」を主催しています。若手アーティストの支援の一環として、毎回二十歳を迎える新成人アーティストを起用してコンサートを構成しています。また、次世代を担う青少年へのクラシック音楽の普及を目的として開催しており、その年の新成人を公募により招待しています。2005年は「La Mer(海)」をテーマに、海にちなんだ曲や演目が披露されました。



下野竜也氏指揮の新日本フィルハーモニー交響楽団によりドビッシーの交響描写曲「海」を演奏

世界のお巡りさんコンサート

当グループでは、2004年から「世界のお巡りさんコンサート」に協賛しています。このコンサートは世界各国の警察音楽隊が音楽交流を通じて警察と市民の触れ合いの場を提供しています。

第10回目を迎えた2005年は海外6カ国の警察音楽隊と国内5つの警察音楽隊が参加し、万国博覧会「愛・地球博」でのコンサートを皮切りに日本各地でコンサートを行いました。日本での開催は第1回（東京・千葉）、第6回（福島・東京）に続き3回目となりました。



4月30日の万国博覧会「愛・地球博」を皮切りに東京・横浜・千葉で公演

国際交流

海外の社会貢献活動

海外で最大の活動規模を持つ米国みずほ財団は、1980年代後半に設立された旧日本興業銀行と旧第一勧業銀行の財団が合併し誕生しました。ホームレス化防止、若年層や生活保護者への職業訓練・職業斡旋、金融知識教育、持家推進セミナーの開催等、NPOと連携して幅広いプログラムへの助成を行っているほか、当グループ社員がボランティア活動をしているNPOも支援しています。

2004年には、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンノゼなどのNPOに対する助成のほか、社員による寄付のマッチングギフトや社員のボランティア活動の支援などで合計452,330ドルの寄付を実施しました。



チャリティー・ウォーク「マーチ・オブ・タイムズ」に参加。ニューヨーク市の企業の中でトップ10に入る募金額（約\$46,000）を集めた

海外の財団・基金

国・地域	財団・基金名	設立	活動内容
米国	米国みずほ財団	1989年	低所得地域の復興支援団体、または非営利団体への寄付を中心とする活動 みずほの米国従業員がボランティア活動を行っている非営利団体に対する助成
香港	みずほ-Wing Hang Bank奨学公益基金	1989年	香港の非営利団体に対して教育助成金を寄付。また、在香港の大学の学生に奨学金を給付
台湾	瑞穂愛心基金会	1989年	教育・医療・福祉関係を中心に支援するための基金
中国	対外経済貿易大学(瑞穂基金)	1995年	将来中国の金融界で活躍する若者の育成を支援するための基金
タイ	みずほアジア人材育成基金	1998年	アセアン諸国の健全な青少年育成と麻薬撲滅・スポーツ振興を目的とした公益信託

社会貢献財団の活動

財団等を通じた社会貢献活動

当グループは、それぞれ特徴を持つ5つの社会貢献財団を国内に有しています。これらを通じて高齢者福祉、障害者福祉、教育・奨学育英、国際交流および学術研究助成等の事業を支援しています。



福祉車両贈呈（みずほ福祉助成財団）

「みずほ育英会」 (1954年設立)

経済的理由により修学困難な優秀学生への奨学金の貸与。

「みずほ学術振興財団」 (1957年設立)

研究助成金（工学・法学）の交付。懸賞論文（法律・経済）の公募。外国人留学生への奨学金の支給。

「みずほ教育福祉財団」 (1972年設立)

へき地教育・障害児教育および高齢者福祉等への助成（助成金、運動具、図書、福祉車両の贈呈等）。

「みずほ福祉助成財団」 (1980年設立)

障害者福祉事業への助成（助成金、電動車椅子・福祉車両等の贈呈。視覚障害を持つ大学生の点訳介助）。

「みずほ国際交流奨学財団」 (1991年設立)

外国人留学生に対する奨学金の支給。国際交流をにう人材育成事業。



山間地や離島などの小学校への児童図書贈呈（みずほ教育福祉財団）

環境への取り組み

当グループでは、環境の維持・保全が、社会・経済の持続的発展の基盤であることを認識し、「みずほの企業行動規範」に定めた環境に関する基本方針に基づき、グループ各社が活動を続けています。

当グループの環境に対する取り組みと主な環境影響

当グループでは、環境に関連したさまざまな業務や取り組みを行うグループ各社のメンバーを取りまとめる「環境ディレクトリー」を2002年から作成し、環境問題に関する情報共有を進めるとともにサービスの充実に努めています。

金融サービスを主体とする当グループの環境への影響・負荷としては、事業活動における電力・水・ガソリン・紙等の使

用および廃棄等による直接的な環境影響と、投融資を含めた金融サービスの提供や製品・サービスの購入等を通じた間接的な環境影響とがあります。これまでグループ各社が個別に取り組んできた課題をより体系的に実践する体制を整えて、環境負荷の低減に努めるとともに、教育・研修を進め環境影響を考慮した金融サービスのご提供を推進します。

グループ内の環境関連業務とその概要および会社名等

分類	業務	対象業務分野	会社名	記載ページ
統括	環境への取り組みの統括	環境関連の方針決定・取りまとめ等	みずほフィナンシャルグループ	P.44
本業における環境関連の取り組み	環境リスク管理・審査	融資・プロジェクトファイナンス等における環境リスクの評価・分析	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行 みずほコーポレート銀行	P.16-17
	投資・融資業務・商品開発等	環境関連のプロジェクトファイナンス、SRIの販売	みずほ銀行 みずほコーポレート銀行 みずほキャピタル	P.16-17
	アドバイザー・コンサルティング	温暖化対策支援 環境経営支援、環境技術の市場性評価・事業化支援 環境技術保有企業の技術評価 自然環境の分析・シミュレーション 化学物質対策支援	みずほ銀行 みずほコーポレート銀行 みずほ総合研究所 みずほ情報総研 みずほ第一フィナンシャルテクノロジー	P.18-19
	調査・研究	政府・地方自治体の環境政策立案支援 海外政策動向調査支援 個別環境支援	みずほコーポレート銀行 みずほ総合研究所 みずほ情報総研	P.18-19
事業活動の環境負荷低減	事業所の環境マネジメント	省エネルギー、紙資源の削減、ごみの分別・再利用、エコカー利用	グループ各社の管理部	P.45



株式会社みずほフィナンシャルグループ
執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長
兼CSR推進室長

大橋恵明

環境への取り組みの充実に図ります

国内外では、地球温暖化・気候変動問題やエネルギー・水・森林伐採などの資源問題、有害物質による汚染など地球規模の環境問題に加えて、地域固有の環境問題への取り組みが求められています。これらの問題は、地域社会および国内外の経済・社会の問題と密接に結びついており、直接的・間接的に企業にとって重要な経営課題となっています。

当グループではこれまで大規模プロジェクトファイナンスにおける環境影響評価をはじめ、グループ各社が個別に環境保全を進めるための業務を実践してまいりました。今後、金融サービスとして実践できる取り組みの充実に図るため、グループ内外の連携をより一層進め、積極的に取り組みを推進していきたいと考えております。

事業活動による直接的な環境影響

事業活動による直接的な環境影響については、主要大型事業所9カ所において把握・管理を進めています。

CO₂排出量の削減と省エネルギーの取り組み

グループ内の温室効果ガス排出データ

(CO₂換算：単位トン)

会社名	ビル名等	2002	2003	2004
みずほ銀行	内幸町本店	12,744	11,509	11,535
	大手町本部*1	6,363	6,091	6,133
	事務センター1*2	13,672	13,064	12,806
	事務センター2	16,750	16,257	16,001
	情報センター*3	24,932	26,049	26,366
みずほコーポレート銀行	丸の内本店	7,373	7,079	7,249
	情報センター	6,794	6,293	6,002
みずほ信託銀行	本店	4,041	3,989	3,971
みずほ情報総研	情報センター	3,644	3,267	3,516
合計		96,313	93,598	93,579

*1 みずほファイナンシャルグループを含む *2 別館を除く *3 別棟を除く

注) 温室効果ガスの排出量は、「地球温暖化対策結果提出書」(東京都へ2005年6月提出)から、電気、熱、燃料使用によるCO₂排出量を換算したものです。

当グループではみずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、みずほ情報総研の上記9事業所において、東京都の「地球温暖化対策計画書」を策定し、目標値を定めて取り組みを進めています。計画の最終年度であった2004年度には、みずほ銀行内幸町本店、大手町本部、事務センター1、みずほコーポレート銀行情報センター、みずほ信託銀行、みずほ情報総研情報センターにて目標値を達成しました。

具体的には、設備・機器を更新した時に省エネルギー機能の高い機器や設備への交換、事務センター等における設備・電算機器の効率運転等に取り組み、過去3年間でCO₂排出量のうち約94%が電気の使用によるものとなっており、今後使用量の削減に取り組んでいきます。

水利用

水使用データ

(単位m³)

会社名	ビル名等	2002	2003	2004
みずほ銀行	内幸町本店	138,547	126,093	125,437
	大手町本部*1	45,122	47,895	44,802
	事務センター1*2	95,694	87,527	85,334
	事務センター2	122,934	115,900	115,918
	情報センター*3	27,468	41,794	36,140
みずほコーポレート銀行	丸の内本店	110,165	103,959	109,954
	情報センター	42,744	37,997	31,954
みずほ信託銀行	本店	53,773	54,110	57,948
みずほ情報総研	情報センター	32,977	29,627	31,504
合計		669,424	644,902	638,991

*1 みずほファイナンシャルグループを含む *2 別館を除く *3 別棟を除く

当グループ内9事業所の水使用量は2004年度では、63.9万m³です。現在、節水装置の導入や上水のトイレ洗浄水への再利用などの取り組みを個別に実施し、節水に努め、過去3年間で水使用量が4.5%の削減となりました。

省資源・リサイクル等の取り組み

みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の主要事業所(内幸町本店・大手町本部・丸の内本店)では、紙および紙ごみ*1のリサイクルを実施しています。また、ビン、缶、ペットボトル、蛍光灯、トナーカートリッジについても分別処理のうえ、リサイクルを実施しています。

また、みずほ銀行での使用自動車のうち、指定低公害車*2の導入率は21.7%となっています。

*1 紙および紙ごみ：紙および紙ごみには、用紙、紙くず(ティッシュ類)、シュレッダーゴミ、重要文書類、新聞雑誌、ダンボールが含まれます。

*2 指定低公害車：東京都指定低公害車の基準による東京都での使用台数。

『GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン (GRIガイドライン)』とは

GRIガイドラインとは、持続可能性報告書を作成する際、その組織の経済・環境・社会の三側面のパフォーマンスを開示するための枠組みです。その主な役割は、①報告書を作成する際の方針や具体的な内容を示す、②経済・環境・社会的の三側面を正確かつバランス良く開示する枠組みを示す、③報告組織の業種や地域的要素を考慮しながら、報告書の比較可能性を高める、④報告組織の取り組みに対するパフォーマンス評価やそのベンチマーキングを可能にする、⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進することです。

・このGRIガイドラインは、米国の非営利組織であるCERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画が1997年に共同で設立した国際的NGOであるGlobal Reporting Initiativeが策定・公表しています。詳しくはこちらをご覧ください。http://www.globalreporting.org/
当グループは、GRIガイドラインを継続的に参照することで、当グループにおける情報開示の進捗状況の把握に使用するとともに、他社報告書との比較可能性を確保していきます。

・表中「―」は当グループに該当しないもの、灰色部分は記載のないもの、「他」は他の媒体で情報開示しているものを表しています。

・備考欄で() がついているものは、記載ページのなかの該当箇所を示しています。

<参照ガイドライン>

- ・サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002
- ・金融サービス業業種別捕捉文書

サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002

項目	指標	記載ページ	備考
1 ビジョンと戦略			
1.1	持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明	4-5, 22-23	
1.2	報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明	4-5	
2 報告組織の概要			
組織概要			
2.1	報告組織の名称	2	
2.2	主な製品やサービス 適切な場合には、ブランド名も含む	2, 16-19	
2.3	報告組織の事業構造	2	
2.4	主要部門、製造部門子会社、系列企業および合併企業の記述	2	
2.5	事業所の所在国名	2	
2.6	企業形態(法的形態)例:株式会社、有限会社など	2	
2.7	対象市場の特質	8-11	
2.8	組織規模	2, 30-31	
2.9	ステークホルダーのリスト、その特質、および報告組織との関係	28-29	
報告書の範囲			
2.10	報告書に関する問い合わせ先、電子メールやホームページのアドレスなど	51	
2.11	記載情報の報告期間(年度/暦年など)	3	
2.12	前回の報告書の発行日(該当する場合)	-	今回が初の報告書です
2.13	「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)	3	
2.14	前回の報告書以降に発生した重大な変更(規模、構造、所有形態または製品/サービス等)	-	今回が初の報告書です
2.15	時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与える報告上の基礎的事柄(合併事業、子会社、リース施設、外部委託業務、その他)	2,13	(3つのグローバルグループへの再編)
2.16	以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しないうちの場合、再報告の性質、効果および理由を説明(合併/吸収、基準年/期間、事業内容、または、測定方法の変更など)	-	今回が初の報告書です
報告書の概要			
2.17	報告書作成に際しGRIの原則または規定を適用しない旨の決定の記述	-	GRIガイドライン参照
2.18	経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準/定義		

項目	指標	記載ページ	備考
2.19	主要な経済・環境・社会情報に適用されている測定手法の前回報告書発行以降の大きな変更	-	今回が初の報告書です
2.20	持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み		
2.21	報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み	50	
2.22	報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を手入手できる方法(可能な場合には)	3	
3 統治構造とマネジメントシステム			
構造と統治			
3.1	組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む	24-25	
3.2	取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合(百分率)	24	
3.3	環境および社会的な面でのリスクと機会に関連した課題を含めて、組織の戦略の方向を導くための専門的知見が必要であるが、そのような知見を持った取締役選任プロセス		
3.4	組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス		
3.5	役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的な目標(環境パフォーマンス、労働慣行など)の達成度との相関		
3.6	経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者	25	
3.7	組織の使命と価値の声明、組織内で開発された行動規範または原則、経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針	14-15, 22-23	
3.8	取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム		
ステークホルダーの参画			
3.9	主要ステークホルダーの定義および選出の根拠	28-29	
3.10	ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告	28-29, 32-34	
3.11	ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類	28-29, 32-33	
3.12	ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況	28-29, 32-33	
統括的方针およびマネジメントシステム			
3.13	組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明	16-17	(エクエーター原則)
3.14	組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則類や、各種の提唱(イニシアチブ)	16-17	(エクエーター原則)
3.15	産業および業界団体、あるいは国内/国際的な提言団体の会員になっているものうちの主なもの	46	全国銀行協会の会員です
3.16	上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム		
3.17	自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取り組み	16-17	(エクエーター原則)
3.18	報告期間内における、所在地または事業内容の変更に関する主要な決定	-	重要な変更はありません。
3.19	経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順、具体的項目	30-45	
3.20	経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況	33	(苦情対応マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステム)
4 GRIガイドライン対照表			
4.1	GRI報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表	46-49	
5 パフォーマンス指標			
統合指標			
5.1	組織自体がその一部であるところの広範な経済・環境・社会システムと組織の活動を関連付けるもの		
5.2	経済・環境・社会的パフォーマンスの2つ以上の側面を直接結びつけるもの 例)環境効率測定(例:単位産出量当たり、または売上高一単位当たりの排出量)		

項目	指標	記載ページ	備考
経済的パフォーマンス指標【必須指標】			
顧客			
EC1	金銭的フロー指標：総売上げ	2, 30-31	
EC2	市場の地域別内訳	2	
供給業者			
EC3	金銭的フロー指標：製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト	31	
EC4	違約条項の適用なしに、合意済みの条件で支払い済みの契約件数のパーセンテージ		
従業員			
EC5	金銭的フロー指標：給与と給付金(時間給、年金その他の給付金と退職金も含む)総支払額の国なし地域ごとの内訳	31	
投資家			
EC6	金銭的フロー指標：債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当、また株式のすべてのカテゴリごとに分類された配当・優先配当金の遅延も含む	31	
EC7	期末時点での内部留保の増減	31	
公共部門			
EC8	金銭的フロー指標：支払税額の種類別の内訳		
EC9	助成金等についての国なし地域別の内訳		
EC10	地域社会、市民団体、その他団体への寄付。金銭と物品別に分けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳	38	
経済的パフォーマンス【任意指標】			
供給業者			
EC11	組織別と国別の供給業者内訳		
公共部門			
EC12	コアビジネスではない領域でのインフラ整備にかかわる支出(例えば従業員とその家族向けの学校または病院にかかわる支出)		
公共部門			
EC13	報告組織の間接的な経済影響		
環境パフォーマンス指標【必須指標】			
原材料			
EN1	水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量	-	生産を行っていません
EN2	外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物(処理、未処理を問わず)が、製品作りの原材料として使用された割合	-	生産を行っていません
エネルギー			
EN3	直接的エネルギー使用量		
EN4	間接的エネルギー使用量	-	影響は軽微と考えられます
水			
EN5	水の総使用量	45	
生物多様性			
EN6	生物多様性の高い地域に所有、賃借、管理している土地の所在と面積	-	該当する土地はありません
EN7	陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容		
放出物、排出物および廃棄物			
EN8	温室効果ガス排出量(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆)	45	
EN9	オゾン層破壊物質の使用量と排出量		
EN10	NOx、SOx、その他の重要な放出物(タイプ別)		
EN11	種類別と処理方法別の廃棄物総量		
EN12	種類別の主要な排水：「GRI水の測定規定」		
EN13	化学物質、石油および燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量	-	漏出はありません
製品とサービス			
EN14	主要製品およびサービスの主な環境影響	16-17	
EN15	製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、および実際に再生利用された比率	-	生産を行っていません
法の遵守			
EN16	環境に関する国際的な宣言/協定/条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制、地域の規制の違反に対する付帯義務と罰金。事業活動を行う国別の状況を説明のこと	-	違反はありません

項目	指標	記載ページ	備考
環境パフォーマンス指標【任意指標】			
エネルギー			
EN17	再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み	45	
EN18	主要な製品のエネルギー消費量フットプリント(製品が耐用年数中に必要とするエネルギーの年率)	-	生産を行っていません
EN19	他の間接的(上流/下流)なエネルギーの使用とその意味合い。業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用など		
水			
EN20	報告組織の水の使用によって著しく影響を受ける水源とそれに関係する生態系/生息地。	-	上水を利用
EN21	水源からの年間利用可能な水量に占める、地下及び地上からの取水量		
EN22	水のリサイクル量および再利用量の総量		
生物多様性			
EN23	生産活動や探掘のために所有、賃借、管理している土地の全量	-	生産を行っていません
EN24	購入または賃借した土地のうち、不透水性の地表面の割合。		
EN25	事業活動と操業による、自然保護区や脆弱な生態系地域への影響	-	生産を行っていません
EN26	事業活動と操業に起因する、自然生息地の改変内容、および生息地が保護または復元された割合	-	生産を行っていません
EN27	生態系が劣化した地域における、原生の生態系とそこに生息する種の保護と回復のための方針、プログラムおよび目標		
EN28	操業によって影響を受ける地域に生息する、IUCN 絶滅危惧種の数	-	生産を行っていません
EN29	保護地域あるいは脆弱な生態系からなる地域とその周辺において、進行中または計画中の事業	-	生産を行っていません
放出物、排出物および廃棄物			
EN30	その他の間接的な温室効果ガス排出量(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆)：他の組織から放出されるガス排出量についてガスの種類ごとに、トンとCO ₂ 換算のトンで報告		
EN31	バーゼル条約 付属文書 I、II、III および VII で「有害」とされるすべての廃棄物の生産、輸送、輸入あるいは輸出		
EN32	報告組織からの排水と流出によって重大な影響を受ける、水源とそれに関係する生態系/生息地	-	公共の下水処理を利用
供給業者			
EN33	「統治構造とマネジメントシステム」(3.16項)に対応する「プログラムと手続き」の、環境に関係する供給業者のパフォーマンス		
輸送			
EN34	物流を目的とした輸送に関する重要な環境影響	-	影響は軽微と考えられます
その他全般			
EN35	種類別の環境に対する総支出		
社会性パフォーマンス指標：労働慣行と公正な労働条件【必須指標】			
雇用			
LA1	労働力の内訳(可能であれば)：地域・国別、身分別(従業員・非従業員)、勤務形態別(常勤・非常勤)、雇用契約別(期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時)。また、他の雇用者に雇われている従業員(派遣社員や出向社員)の地域・国別の区分	36	
LA2	雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分		
LA3	独立した労働組合もしくは真に従業員を代表する者・団体の従業員代表によりカバーされている従業員の地理的な割合。または団体交渉協定によりカバーされている従業員の地域・国別の割合		
LA4	報告組織の運営に関する変更(例：リストラクチャリング)の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順		
安全衛生			
LA5	労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行、ならびに「労働災害と職業病の記録と通知に関するILO行動規範」への適合性		
LA6	経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会を対象としている従業員の割合		

GRI ガイドライン対照表

項目	指標	記載ページ	備考
LA7	一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数(下請け従業員を含む)		
LA8	HIV/AIDSについての方針およびプログラム(職域についてだけでなく全般的なもの)		
教育研修			
LA9	従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間		
人種多様性と機会均等			
LA10	機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述	37	(ポジティブ・アクション)
LA11	上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の構成。男女比率及びその他、多様性を示す文化的に適切な指標を含む		
社会性パフォーマンス指標：労働慣行と公正な労働条件【任意指標】			
雇用			
LA12	従業員に対する法定以上の福利厚生	37	(育児休暇、介護休暇)
労働/労使関係			
LA13	意思決定および経営(企業統治を含む)に正規従業員が参画するための規定		
安全衛生			
LA14	「労働安全衛生マネジメントシステムに関するILOガイドライン」の実質的遵守の立証		
LA15	職場の安全衛生に関する労働組合または真に従業員を代表する者・団体従業員代表との公式な取り決めの記述と、これらの取り決めの対象となる従業員の割合		
教育研修			
LA16	雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述	36	
LA17	技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム	36	(みずほユニバーシティ)
社会性パフォーマンス指標：人権【必須指標】			
方針とマネジメント			
HR1	業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述(監視システムとその結果を含む)	23,25	
HR2	投資および調達に関する意思決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証	16-17	(エクエーター原則)
HR3	サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順(監視システムとその結果を含む)の記述		
差別対策			
HR4	業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの記述(監視システムとその結果も含む)	35	
組合結成と団体交渉の自由			
HR5	組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的に適用される範囲の記述。またこれらの問題に取り組むための手順・プログラムの記述		
児童労働			
HR6	ILO条約第138号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述		
強制・義務労働			
HR7	強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述:ILO条約第29条第2項を参照		
社会性パフォーマンス指標：人権【任意指標】			
方針とマネジメント			
HR8	業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修：訓練形態、研修参加者数、平均研修期間を含めること		
懲罰慣行			
HR9	不服申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)の記述	27	
HR10	報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述(人権への影響を含むが、それに限定されない)	27	

項目	指標	記載ページ	備考
保安慣行			
HR11	保安担当職員への人権研修。研修の種類、研修受講者数、平均研修期間も含むこと		
先住民の権利			
HR12	先住民のニーズに取り組む方針、ガイドライン、手順についての記述		
HR13	共同運営している地域苦情処理制度/管轄機関の記述		
HR14	事業地区からの営業収入のうち、地元地域社会に再配分される割合		
社会性パフォーマンス指標：【必須指標】			
地域社会			
SO1	組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画(監視システムとその結果を含む)の記述	16-17, 38-41	(エクエーター原則、社会貢献活動)
贈収賄と汚職			
SO2	贈収賄と汚職に関する方針、手順/マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システムの記述		
政治献金			
SO3	政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順/マネジメントシステムと遵守システムの記述		
社会性パフォーマンス指標：【任意指標】			
地域社会			
SO4	社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰		
政治献金			
SO5	政党および政党候補への資金提供を主目的とした政党や団体への献金額	-	献金を行っていません
競争と価格設定			
SO6	反トラストと独占禁止法令に関わる訴訟の判決	-	該当する訴訟はありません
SO7	不正競争行為を防ぐための組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述	29	
社会性パフォーマンス指標：製品責任【必須指標】			
顧客の安全衛生			
PR1	製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述	33	
製品とサービス			
PR2	商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述		
プライバシーの尊重			
PR3	消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述	33	(プライバシーポリシー)
社会性パフォーマンス指標：製品責任【任意指標】			
顧客の安全衛生			
PR4	顧客の安全衛生に関する規制への不適合、およびこれらの違反に課された処罰・罰金の件数と類型	-	違反はありません
PR5	製品とサービスの安全衛生を監督、規制する所轄機関、および同種の公的機関に報告されている苦情件数		
PR6	報告組織が使用することを許されたかもしくはは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞	16-17	(エクエーター原則)
製品とサービス			
PR7	製品情報と品質表示に関する規制への不適合の件数と類型(これらの違反に課された処罰・罰金を含む)	-	違反はありません
PR8	顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述	32	(苦情対応マネジメントシステム)
広告			
PR9	広告に関する規準や自主規範の遵守システムに関する方針、手順・マネジメントの記述		
PR10	広告、マーケティングに関する法律違反の件数と類型	-	違反はありません
プライバシーの尊重			
PR11	消費者のプライバシー侵害に関して正当な根拠のある苦情件数	-	該当する苦情はありません

金融サービス業業種別補足文書

項目	指標	記載ページ	備考
社会性パフォーマンス指標：全業種向け			
CSRマネジメント			
CSR1	社会的要素についてのCSR方針	16-17, 22-23, 32-38	
CSR2	CSR組織	24-25	
CSR3	CSR監査の監査件数と監査時間		
CSR4	慎重を要する問題のマネジメント		
CSR5	違反事例の件数		
CSR6	利害関係者との対話		
内部の社会性パフォーマンス			
INT1	企業内CSR方針(人的資源についての方針におけるCSR的事柄)	22-23, 35-37	
INT2	従業員の離職率と雇用創出数		
INT3	従業員満足度の結果		
INT4	上級管理職の報酬額	他	(有価証券報告書)
INT5	持続可能な成功を促進するボーナス		
INT6	ボーナスを含む職級ごとの男女の給与比率		
INT7	職級ごと、国ごとの従業員プロフィール(男女、民族、障害)	36	
社会へのパフォーマンス			
SOC1	慈善的貢献の額(寄付、従業員の時間、現物贈与、管理コスト)	38	
SOC2	経済的付加価値のステークホルダーへの分配額	31	
供給業者			
SUP1	主要な供給業者の社会パフォーマンスを選定する方針と手順(雇用条件、労働条件、安全衛生条件)		
SUP2	供給業者の満足度(迅速な支払い、価格、扱い)		
社会性パフォーマンス指標：業種ごと			対象業種
RB1	小口金融業務の方針(社会的関連要素)		リテール・バンキング
RB2	小口金融業務：融資プロフィール(業種、企業規模など)	他	(ディスクロージャー誌) リテール・バンキング
RB3	小口金融業務：高い社会的利益を伴う融資(額と割合)	18-19	リテール・バンキング
IB1	投資銀行業務：投資方針(社会的関連要素)	16-17	(エクエーター原則) インベストメント・バンキング
IB2	投資銀行業務：融資プロフィール：全世界的取引構造		インベストメント・バンキング
IB3	投資銀行業務：高い社会的利益を伴う取引(額と割合)		インベストメント・バンキング
AM1	資産管理方針(社会的関連要素)		インベストメント・バンキング
AM2	資産管理：高い社会的利益を伴う管理資産(額と割合)		アセットマネジメント
AM3	資産管理：社会的責任投資(SRI)志向の株主活動		アセットマネジメント
INS1	保険：引き受け方針(社会的関連要素)	-	保険業は営んでいません 保険
INS2	保険：融資プロフィール(個人：年齢、性別、民族。法人：企業規模、地理分布)	-	保険業は営んでいません 保険
INS3	保険：顧客からの苦情(件数と内容)	-	保険業は営んでいません 保険
INS4	保険：高い社会的利益を伴う保険(額と割合)	-	保険業は営んでいません 保険
環境パフォーマンス指標			
F1	コア・ビジネス・ラインに適用される環境方針の記述	他	Web「環境への取り組み」(http://www.mizuho-fg.co.jp/activity/environment/index.html) 全業種
F2	コア・ビジネス・ラインにおける環境リスクを評価及びスクリーニングするプロセスの記述。	16-17	(エクエーター原則) 全業種
F3	環境リスク評価手順が各コア・ビジネス・ラインに適用される敷居値の表記。	16-17	(エクエーター原則) 全業種

項目	指標	記載ページ	備考
F4	リスク評価プロセスにて指摘された環境項目の、顧客による実行・遵守状況のモニタリング・プロセスに関する記述。		リテールバンキング、コマースバンキング、コーポレートバンキング
F5	職員の環境リスク・機会への対処力を高めるためのプロセスの記述。		全業種
F6	コア・ビジネス・ラインに関する環境リスクシステム・手順の審査を含む監査の回数・頻度。		全業種
F7	環境リスク・機会に関する顧客/出資先企業/ビジネス・パートナーとの対話の記述。		全業種
F8	金融機関の投融資先のうち、報告組織が環境問題について携わった会社の数と割合。		全業種
F9	ポジティブ・環境スクリーニング、ネガティブ・環境スクリーニング、及びベスト・プラクティス環境スクリーニングの対象となる資産の割合		アセットマネジメント
F10	報告組織が議決権や議決助言権を有する株式についての、環境問題に関する議決方針の記述。		アセットマネジメント
F11	報告組織が株式議決権や議決助言権を有する形で運用している資産の割合。		アセットマネジメント
F12	コア・ビジネス・ラインに従って細分化された特定の環境製品・サービスの総金銭価値。		全業種
F13	特定の地域及びセクターにおけるコア・ビジネス・ラインのポートフォリオの価値。		全業種

■ 第三者意見書



一橋大学教授

伊藤邦雄 氏

みずほフィナンシャルグループがこのたびCSR報告書を新たに刊行する運びとなったことをまず評価したい。いかなる企業組織も社会の一員としての責任を負っていることは業種の別を問わない。ただ一般通念として、環境問題への取り組みがCSRの重要課題と見られることから、モノづくりをしている製造業に関心が向けられてきたというのが実情だ。しかし、環境問題ひとつとっても、金融業とのかかわりは多面的で、かつ大きい。その意味で、本報告書の刊行を契機に、金融機関のCSRに対して関心が高まることを期待したい。

加えて本報告書で評価できる点は以下の3点である。

第1は、CSR報告書の刊行を持株会社であるみずほフィナンシャルグループがリーダーシップを取り先陣を切って公表したことである。今では少なからぬ銀行が持株会社形態をとっているが、持株会社の役割は必ずしも明確ではない。私は、持株会社の役割はグループ各企業の事業活動を評価し、ときに事業領域を組み替え、そして支援するという、広い意味でのガバナンス機能にあると考える。その意味で、みずほフィナンシャルグループが各社のCSR報告を牽引していることは高く評価できる。また、そうした持株会社主導のCSR活動はグループの「全体最適」を促すためにも意義のあることだと思う。

第2は、時代とともに変化している金融の姿を丁寧に説明していることである。CSRは幅が広く、なかには本業から離れた社会貢献活動と捉える人も少なからずいる。しかし、本来、企業が社会に最も貢献できるのは本業を通じてであるはずである。そうでなければ、

その企業の存在価値はない。その意味で、本報告書が本業たる金融の果たす役割、そしてその変化の状況を丁寧に説明していることを多としたい。

第3は、環境問題に対して金融機関が果たせる役割が実は大きいことを本報告書が随所で実例を挙げて説明していることである。冒頭でも言及したように、両者の関係は一般には十分に理解されていない。しかし、報告書の「未来をかたちづくる金融」を読めばそうした認識が変わることだろう。そこでは環境問題に対して金融機関が歯止めをかけたり、あるいは環境貢献事業を促進したりできることが「エクエーター原則」とともに語られている。みずほコーポレート銀行はわが国の銀行として初めてその原則を採択したという。金融機関の潜在力を知る代表的な実例といえる。

さらに本報告書で気づくことは、数年前にグループ金融機関が起こしたシステム障害問題に、そして今般起こったみずほ証券による株式誤発注問題に言及していることである。ややもすれば不祥事には触りたくないという心情が働くものだが、報告書でそれを取り上げることは意義のあることだと思う。もちろん、今後そうした事態を招かない十分なCSR体制を築いて欲しい。

本報告書を読むと、金融機関のCSRの重要性がよく理解できる。はじめてのCSR報告書とはいえ、バランスのきいた目配りがされ、かつ内容をわかりやすくする工夫もされ、高い水準のものといえる。ただ、読者はそれゆえに次号にはより高い水準を期待することになる。ぜひその期待に応えていただきたい。そして何よりも、それにふさわしいCSR活動そのものの進化を期待したい。



表紙について

題名：「明日」

作者：早乙女道春

表紙に用いている絵は、日本での旅の風景を描いた一連の作品のひとつです。滲みを活かしたのびやかなタッチと鮮やかな色彩によって、作者がその風景に出会ったときの臨場感や感動が、その場の空気や色彩とともに伝わってきます。

この絵から感じられる、希望に満ちた輝かしい未来への期待感。そのなかに、お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナーを目指す、〈みずほ〉の姿勢を表現しました。

本報告書に関するご意見・お問い合わせ先
株式会社みずほフィナンシャルグループ
コーポレート・コミュニケーション部 CSR推進室
03 (5224) 1111 (代表)
<http://www.mizuho-fg.co.jp/>
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-5



印刷にあたっての環境配慮について

本誌の印刷にあたっては、以下のような環境配慮を行っています。

製版については、CTP (Computer To Plate) 方式で直接製版することにより、フィルムが不要となっています。

インクについては、揮発性有機化合物 (VOCs) を含まない大豆油を使用したインクを用い、大気汚染の防止に努めています。

用紙については、環境・社会・経済のすべての側面に配慮した厳しい基準に従って適切に管理された森林からの木材を原料としていることを示す、FSC認証紙を使用しています。





MIZUHO
Channel to Discovery